

1 多様な才能・能力を伸ばす教育の推進方策

《探究的な学びの充実を図る教育の実践と深化》

- (1) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実..... 1
- (2) 探究学習の推進..... 2
- (3) 静岡県立高等学校における国際バカロレア教育の導入推進..... 6

《多様な学習機会等》

- (3) オンリーワン・ハイスクール事業..... 13
- (4) ドリーム・プロジェクト..... 16
- (5) 静岡県SDGsスクールアワード..... 18
- (6) 未来を切り拓くDream授業..... 20
- (7) 政治的教養の教育（主権者教育）..... 22

《キャリア教育の充実》

- (8) 小中学校におけるキャリア教育..... 23
- (9) 高校におけるキャリア教育..... 26
- (10) 学校における外部人材等の活用状況..... 28

《人生をより豊かにする学びの充実》

- (11) 「読書県しづおか」づくり総合推進事業..... 29
- (12) オリンピック・パラリンピックレガシー教育推進事業..... 31
- (13) 演劇専門教育の導入..... 32
- (14) ふじのくに文化教育プログラム..... 36
- (15) キッズアートプロジェクトしづおか..... 38
- (16) 中学校武道必修化の経緯..... 39
- (17) 中学校学習指導要領解説（保健体育編）抜粋..... 40
- (18) 実技指導者派遣事業（武道）..... 41
- (19) 武道認定事業等..... 42

2 特別な支援が必要な児童生徒への教育の在り方

《児童生徒のニーズに応じた支援》

- (1) 特別支援教育の実施..... 43
- (2) 静岡県特別支援学校在籍児童生徒数の推移..... 46
- (3) 特別支援学級及び通級指導教室の設置校数・学級数・児童生徒数..... 47
- (4) 特別支援学校（知的障害、肢体不自由、病弱）高等部の設置と現状..... 48
- (5) 総合教育センターの特別支援教育..... 49
- (6) 特別支援学校のセンター的機能..... 52
- (7) 医療的ケア児就学支援に係るモデル事業..... 53

《「共生・共育」による教育の推進》

- (8) インクルーシブ教育システムに基づく「共生・共育」の推進..... 54
- (9) 交流及び共同学習..... 56
- (10) 小・中・高等学校の教室を活用した特別支援学校分校設置..... 57

《困難を抱える児童生徒の学習環境の整備や居場所づくり等》

- (11) こどもの居場所づくりに関する調査研究 報告書概要（一部抜粋）..... 59
- (12) 『気づきカフェ』の設置..... 61
- (13) 公的教育機関と民間施設等の連携推進事業..... 63
- (14) 子どもの貧困対策..... 64
- (15) 地域子供の未来応援交付金（内閣府）..... 69
- (16) 子どもの居場所づくりの支援..... 71
- (17) 生活困窮子育て世帯食の支援事業..... 76
- (18) 子ども食堂物価高騰対策支援事業..... 77
- (19) いじめの防止等のための対策..... 78

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

(教育政策課)

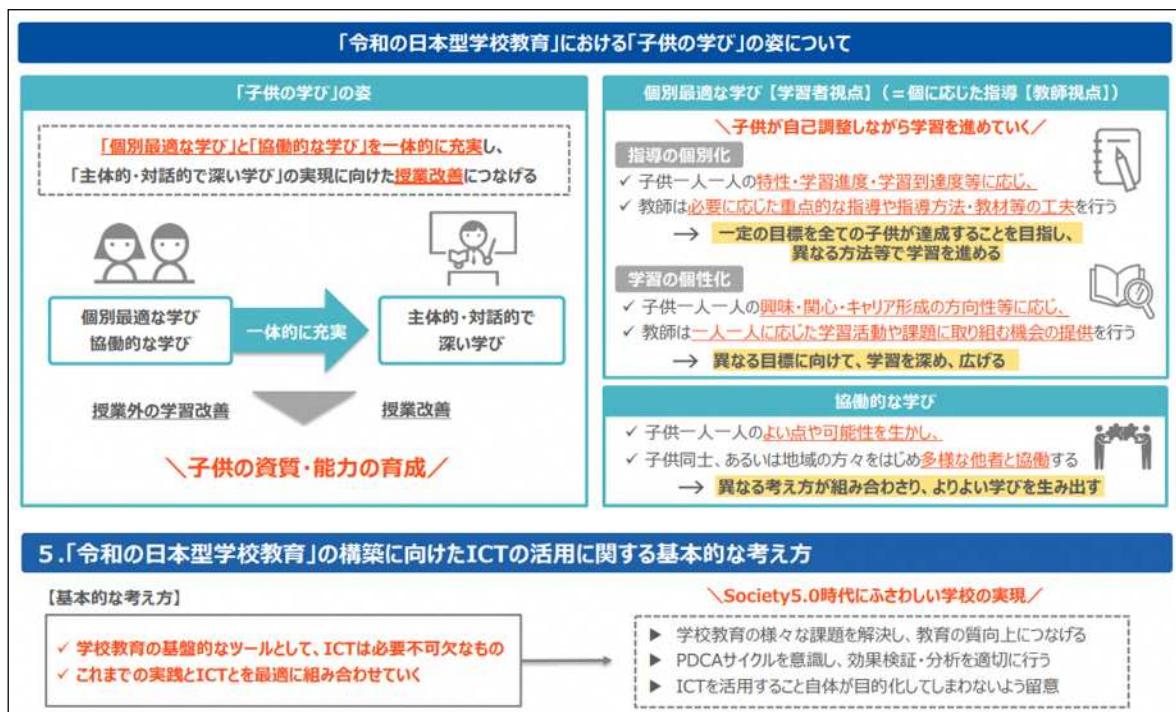
1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

令和3年1月に中央教育審議会で取りまとめられた答申^{*}では、ICT等も活用しながら、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことが重要とされている。

<個別最適な学び>

「個に応じた指導」(指導の個別化と学習の個性化)を学習者の視点から整理した概念で、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるよう指導することが重要とされている。

※令和3年1月26日 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）



「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）【総論解説】より抜粋

2 教員の指導力の状況

個別最適な学びや協働的な学びに関連する教員の指導力について、本県の公立学校の教員の自己評価結果は下表のとおりとなっている。

項目	R元	R2	R3	R4
児童生徒が学習内容を確実に身につけることができるよう個々の児童生徒の実態に応じ、指導方法を工夫改善することができる教員の割合 【学校対象調査(静岡県教育委員会)】	—	—	91.9%	91.2%
授業中にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合 【学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)における「授業にICTを活用して指導する能力」】	64.8%	65.7%	74.1%	—

1 高等学校学習指導要領における「総合的な探究の時間」の位置付け

- ・高等学校学習指導要領（平成30年告示、令和4年4月1日施行）では探究が重視されており、探究的科目（古典探究、地理探究、理数探究など）の新設とともに、「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に改訂された。
- ・移行措置として平成31年度入学生から「総合的な探究の時間」に改訂されている。

「総合的な探究の時間」改訂の基本的な考え方

（「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総合的な探究の時間編」第1章第2節2(1)より）

高等学校においては、名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせて統合させ、働かせながら、自ら問い合わせを見いだし探究する力を育成するようにした。

2 「総合的な探究の時間」の実施状況

高等学校学習指導要領が改訂(令和4年4月1日施行)され、全県立高校で「総合的な探究の時間」を実施している。

項目	具体例
国際理解、情報、環境、福祉等の現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題	<ul style="list-style-type: none">・生徒が、SDGsの取組目標の内、興味のある分野の課題について、大学、行政、NPOと連携しながら、課題解決に取り組む。 (静岡東)・ICTを活用して海外の高校生や留学生との交流を実施し、SDGsの視点から貧困や教育などの課題解決に取り組む。(三島北)
地域や学校の特色に応じた課題	<ul style="list-style-type: none">・地域社会の強みや課題について調査し、地域を活性化させるために最も望ましい事業は何かについて、課題解決に取り組む。 (富士宮西、湖西)・学校の売りを何にしていくのかを学校周辺地域の行政や学校等に調査し、課題解決に取り組む。(磐田北)

3 探究マインド育成事業(令和5年度～)

(1) 概要

「有徳の人」、「生きる力」、「Well-Being (Agency)」など、変化の激しい時代を生きる児童生徒に求められる資質・能力を育成するための、具体的手法が求められている。自ら課題を立て、協働して解決に向けた道筋を探る「探究的学習」は、そのための有力な手段であり、本県の施策の柱として、探究的な学びの推進を展開するために必要な基盤を構築する。

(2) 背景（現状・課題）

- ・探究的な学習について、H30年の学習指導要領に記載されて以降、一部の学校・教員においては先進的な取組が見られる。
- ・県全域で「探究的学習」の情報を共有できる場がなく、生徒、教員のスキル向上を図るために支援体制や外部人材と連携するためのノウハウが確立されていない。

<学習指導要領における探究的な学習の取扱>

- ・科目としての探究的な学習（例 古典探究、世界史探究等）
- ・「総合的な探究の時間」における探究的な学習

<(参考1)本県の先進的な取組>

区分	内容
県立掛川西高校	社会に貢献し、未来を切り拓く人間の育成を目指し、企業・行政・大学と連携しながら、社会課題について考察する総合的な探究の時間を軸とし、教育活動全体を通して、学校が定める主体性、協働性、創造性、自己有用感の4つの資質・能力を育成している。
県立富士東高校	自律的なキャリアデザインを描きながら自ら進んで学ぶ生徒を育成するために、自らの探究課題に応じて、生徒が外部（大学、研究機関、企業等）との接点をもち、自力で行動できるよう取り組んでいる。
県立浜松工業高校	鍛え抜かれた実践力と科学に基づく創造力で、世界をリードする最先端科学技術者の育成をめざし、各科でクロスカリキュラムの実践（教科間、学科間、学校間：TED プログラムによる「課題研究」の実践）研究を行っている。

<(参考2)各県立高校が必要とする支援>

スキル等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・教員のスキル向上に関する研修 ・指導計画等について相談できる場所 ・校内組織の在り方に関する相談 	61.2% 61.2% 40.0%
情報共有の場	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画等について相談できる場所（再掲） ・連携を希望する団体等の情報提供 ・県内外の取組例の情報共有 	61.2% 55.3% 49.4%
その他	・活動に必要な予算	69.4%

(3) 対応（令和5年度の重点事項）

○ 探究学習スキルの向上

探究学習担当者研修会（悉皆研修）、探究学習地区別研究協議会の実施（地区別研修）

○ 探究学習支援体制の構築

オンラインプラットフォームの開設、探究シンポジウム、探究フェスタの実施

→ 探究学習関係者が情報共有、発信し合うことで、協働的な学びの場をつくり、各校の魅力化、特色化につなげる

(4) 令和5年度事業予算

(単位：千円)

区分	内 容	R5 当初
探究学習スキルの向上	探究学習担当者研修会（悉皆研修）年1回 探究学習地区別研究協議会 ・県内6地区において、指定校（1校）が年間2回程度の地区研究協議会を開催する。 ・探究学習地区連絡会 ・指定校による先進校視察	43千円 855千円
探究学習支援体制の構築（情報共有・成果発表の場）	オンラインプラットフォーム 探究シンポジウム 探究フェスタ（生徒による研究発表会）	1,483千円 901千円 1,518千円
	合 計	4,800千円

(5) 令和5年度事業

1 探究学習担当者研修会（悉皆）

- ・令和5年6月12日（月）終日 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」
- ・各公立高等学校の探究学習担当者（複数参加も可）が参加する。

2 探究学習地区別研究協議会

- ・年2回開催し、探究学習の充実を図るための研究協議等を行う。
- ・県内を6地区に分け、オンライン・ハイスクール事業指定校のうち1校が拠点校になる。
- ・第1回：悉皆研修（6/12）と兼ねて行う。
- ・第2回：指定校の研究発表会を兼ねる。
協議会に外部講師を招へいし、事業の趣旨に沿った専門的な研修を受けることも可能
(講師招へいに係る謝金、旅費は、拠点校に別途、事務連絡する。)

3 オンラインプラットフォーム

- ・探究学習関係者が集う全県規模の学び合いの場
- ・教員間の意見・情報交換、相談を、オンライン上で日常的に実現可能とする。
- ・対面による上記1、2（担当者研修会、地区別研究協議会）とオンラインプラットフォームは相互に補完し合う関係としたい。
- ・学校等の紹介で登録した外部関係者も閲覧、投稿、提案ができるようにする。
- ・1月上旬運用開始予定

4 探究シンポジウム

- ・要 旨：高等学校における探究活動の一層の推進を図るため、探究に関わる様々な立場の人と意見を交わす機会とする。
- ・日 時：令和5年8月9日（水）：グランシップ
- ・参加者：参加80人（公立高50人、私立高4人、小学校5人、中学校5人、大学6人、行政2人、NPO等4人、その他4人）
- ・内 容：講演 鈴木俊夫氏（SBS番組制作プロデューサー）
グループワーク（情報交換）

5 探究フェスタ（高校生の発表会）

- ・日 時：令和6年1月28日（日）
- ・場 所：プラサヴェルデ・コンベンションホールA（沼津市）
- ・参加者：高校生、教職員、市町教委担当者、県内大学生、探究活動関係者
- ・参 考：「全国高校生マイプロジェクトアワード 静岡県サミット」を実施している井上 美千子氏（しづおか共有ネット）と連携して計画

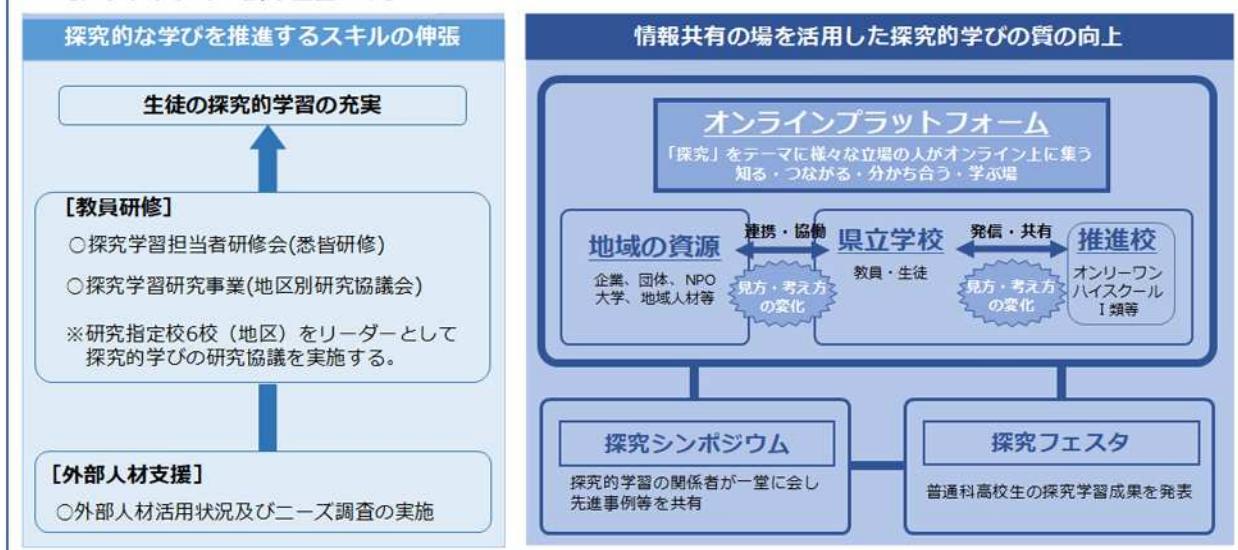
(参考) 事業概念図

探究マインド育成事業におけるオンラインプラットフォームの位置づけ

【課題・背景】

- ▷ 変化の激しい時代を生きる生徒に求められる資質・能力を育成するための具体的な手法が求められており、その1つが自ら課題を立て様々な立場の他者と協働して解決に向けた道筋を探る「探究的学習」である。
- ▷ 一方で、「探究的学習」について、一部の学校・教員においては先進的な取組が見られるものの、多くの教員は経験に乏しく、県全体で「探究的学習」の情報を共有できる場が設定されていない。また、教員等のスキル向上を図るために支援体制や外部人材と連携するためのノウハウも確立されていない。

【プラットフォームの位置づけ】



静岡県立高等学校における国際バカロレア教育の導入推進

(高校教育課)

1 概要

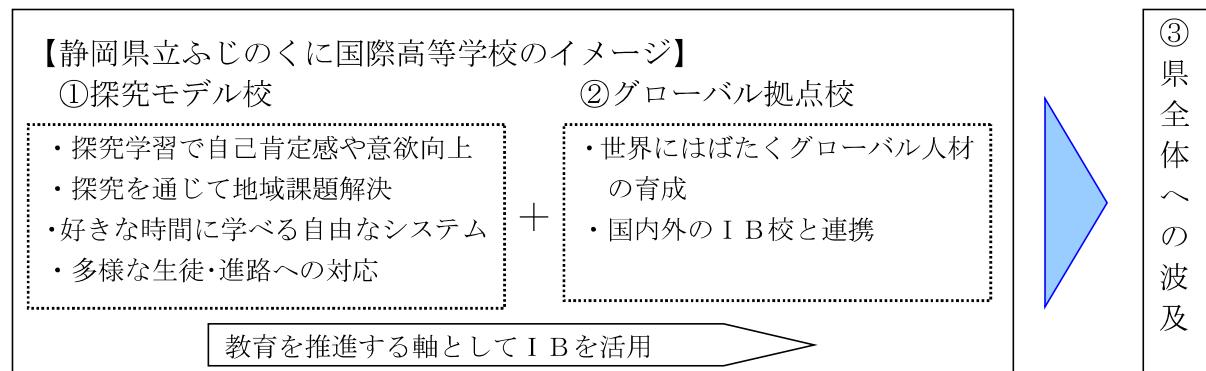
「静岡県立高等学校における国際バカロレア教育の導入基本計画」を踏まえ、国際バカロレア（IB）機構による認定に向け申請する学校を、静岡県立ふじのくに国際高等学校（令和6年度開校予定）とし、認定に向けた準備を行う。

2 選定の考え方

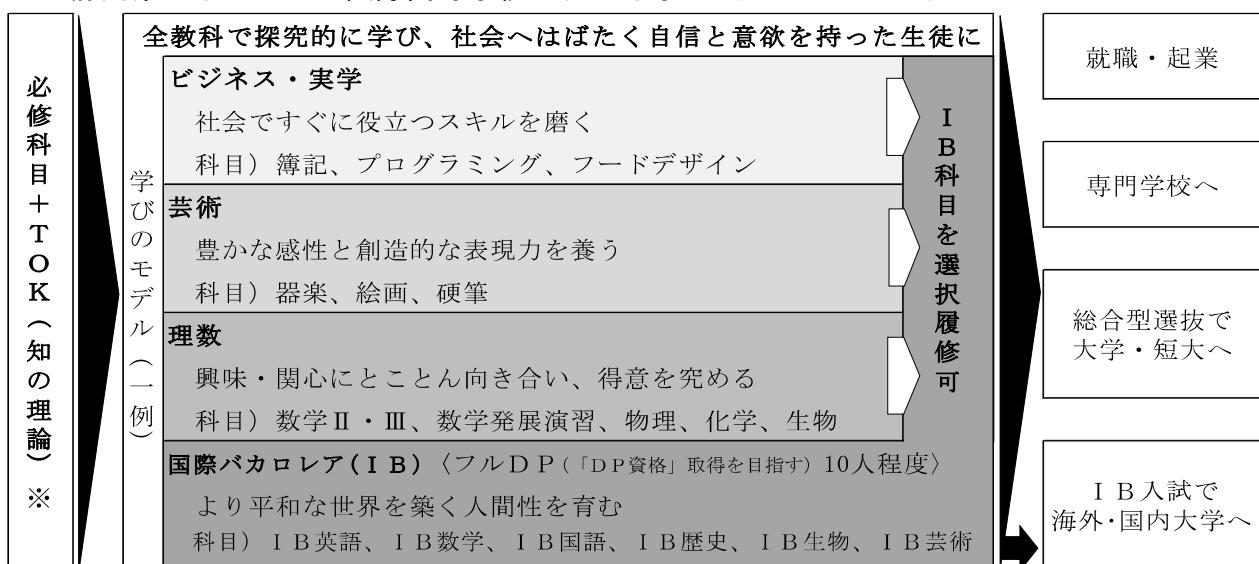
IBプログラムを活用して、多様性や自由を尊重する新しい教育の象徴となる県立高校の実現を静岡県立ふじのくに国際高等学校において目指す。

(静岡県立ふじのくに国際高等学校の特徴)

- ・新設の高校であり学校のコンセプトを自由に設計することが可能
- ・多部制単位制で柔軟かつ多様な科目設定が可能（フレックスハイスクール）
- ・IBが重視する探究活動、グローバル教育との親和性が高い
- ・富士山静岡空港に近く、国際的な交流の展開可能性が高い



3 静岡県立ふじのくに国際高等学校における学び（モデルケース）



※ TOK(知の理論)：IBの考え方の基礎となる科目で探究学習の基礎力を養う。

4 スケジュール（予定）

開校時から探究活動を軸とした学習を展開し、令和8年度を目処にIB教育導入



5 静岡大学との連携

静岡大学は県教委と教育連携協定を締結（令和5年6月9日）し、IB入試の実施や県のIB教育推進のための教育プログラムの導入について、研究を行っている。

項目	連携内容等
協定名	・ふじのくに国際高等学校の探究学習における教育連携の実施に関する協定
目的	・探究学習の推進と、探究学習を深化させるためのIB教育の研究
連携事項	・高大連携による探究学習の共同実施 ・高大の人的交流（教育実習、インターンシップ、探究指導等）ほか

※学校所在自治体の島田市とも、ふじのくに国際高校設置やIB導入に向けた連携を強化している。

【参考1】IBの概要

国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラムで、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者を育成することを目的とする。

※文部科学省は2022年までにIB認定校等200校を目指す(R5.6末時点211校)

(1) IBの学習者像（IBプログラムが育成を目指す人物像）

国際的な視野をもつ人間の育成を目指し、10の人物像を示す。

・探究する人 ・知識のある人 ・考える人 ・コミュニケーションができる人 ・信念をもつ人	・心を開く人 ・思いやりのある人 ・挑戦する人 ・バランスのとれた人 ・振り返りができる人
--	---

(2) 本県におけるIB導入概要（「静岡県立高等学校における国際バカロレア教育の導入基本計画」(R4.3)より）

項目	内容
目的	本県が育成する「有徳の人」が、グローバル化の進展に伴い眞に国際社会で活躍できる人材となるよう、探究的学習を特色とする国際バカロレア教育を用いた学びの場を県民に提供し、グローバル人材を育成することを目的として、県立高等学校へ国際バカロレア教育を導入する。
コンセプト	・幅広い知識の探究スキル、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力等を育成するため、少人数（10人程度）の双方向・協働型授業による探究的学習を実践 ・海外大学進学をはじめ、多様な進路希望に対応する履修形態や充実した進路支援 ・国際バカロレアの教育理念を導入校全体で共有するとともに、県立高校全体のグローバル教育及び先進的な探究学習の核となる拠点校を目指す

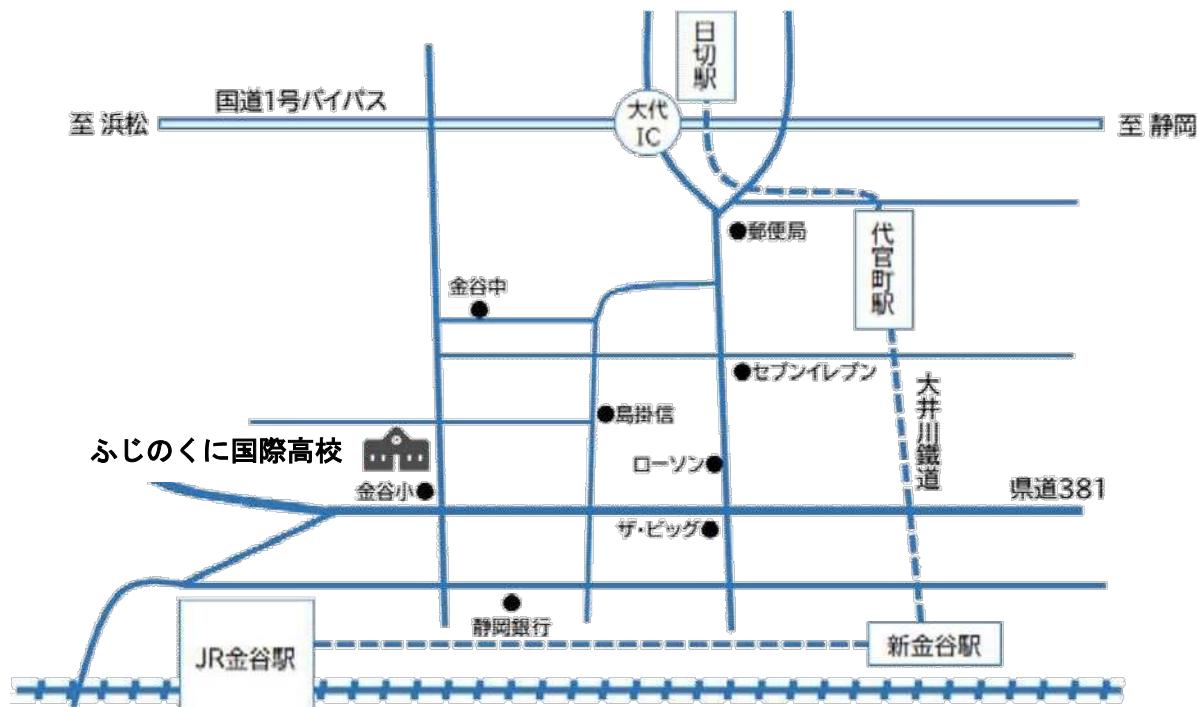
導入形態	プログラム	デュアル・ランゲージ・ディプロマ・プログラム(D L D P) ※6科目中2科目以上を英語、他は日本語で実施。 本県では「IB英語」と「IB数学」を英語で、その他を日本語で実施予定
	履修形態	選択科目の履修 (個々のニーズに応じてフルD P※1と一部科目履修※2とを選択可能) ※1 海外大学受験に活用可能など国際的通用性を持つ「DP資格」の取得を目指す。 ※2 一部IB科目を履修するが、「DP資格」の取得は目指さない。
	規模	・フルD P : 10人 ・一部科目履修(選択) : 各IB科目 10人程度 (IB英語は30人程度)

【参考2】静岡県立ふじのくに国際高等学校について

(1) 概要

項目	内 容
学校名	静岡県立ふじのくに国際高等学校
開校年度	令和6(2024)年度
設置場所	現在の金谷高等学校の校地
募集定員	160人／年(※令和5年秋の入学定員発表で確定)
設置学科	普通科
教育目標	多様な生き方を尊重し、興味・関心や進路希望に応じた学習によって生徒の持つ能力や個性を伸長させ、社会や地域に積極的に参画し貢献する自立した人材を育成する。
特色	・多部制単位制の「フレックスハイスクール」で、大学のように自分のペースで通学時間や時間割を決められる。 ・生徒の興味・関心、進路希望等に応じて多様な科目を選択できる。

(2) 周辺図



※令和5年9月時点での計画であり、変更になる可能性もあります。

JUST BE YOURSELF.

学びを、
ジブンらしく。

広報キャラクター: fishbowl

フレックスハイスクール

静岡県立ふじのくに国際高等学校

2024年4月開校!

生徒一人ひとりの学習スタイルやニーズを尊重し、新しい時代に対応した教育を通して、地域社会に貢献できる人材を育成!

時間割が自由!(3部制) / 科目選択が自由!(単位制) / 卒業までの通学期間が自由!

※「フレックスハイスクール」とは、大学のように、自分のペースで通学時間や時間割を決められる、多部制単位制などの高校です。

■ 時間割が自由!(3部制)

朝から通学(Ⅰ部)、昼から通学(Ⅱ部)、夕方から通学(Ⅲ部)など、自分のペースにあわせて学ぶことができます。

時限	時間
第1・2時限	8:45~10:15 [90分]
SHR・清掃	10:15~10:35 [20分]
第3・4時限	10:35~12:05 [90分]
昼休み	12:05~13:05 [60分]
第5・6時限	13:05~14:35 [90分]
SHR・清掃	14:35~14:55 [20分]
第7・8時限	14:55~16:25 [90分]
夕休み	16:25~17:25 [60分]
第9・10時限	17:25~18:55 [90分]
休憩	18:55~19:05 [10分]
第11・12時限	19:05~20:35 [90分]
SHR・清掃	20:35~20:45 [10分]

I部(午前)	II部(午後)	III部(夜間)
履修時間	履修可能な時間	
履修可能な時間	履修時間	履修可能な時間
		履修時間



■ 時間割イメージ(高校1年生の場合)

例1 国公立大学進学希望者

学校生活は8:45~14:35(3年で卒業)

	月	火	水	木	金
第1・2時限	英語I	数学I	LHR 総合	英語I	数学I
第3・4時限	体育	言語文化	地理	保健	公共
第5・6時限	情報I	家庭基礎		化学基礎	現代の国語
第7・8時限					

全日制高校と同じような生活(時間割)

2・3年目は大学受験用の科目も用意!

全日制と同じく3年間で卒業して、
国公立大学や難関私大にも進学可能!

例2 朝の時間に余裕が欲しい人

学校生活は10:35~16:25(3年で卒業)

	月	火	水	木	金
第1・2時限					
第3・4時限	情報I	数学I	言語文化	現代の国語	数学I
第5・6時限	英語I	体育	公共	英語I	保健
第7・8時限	家庭基礎	英語入門	LHR 総合	数学入門	化学基礎

10時半登校で遠距離通学などにも対応

もちろん3年間で卒業可能

「高校の数学や英語についていけるか不安」という人には
「高校数学入門」や「高校英語入門」も用意!

例3 昼間は別の活動に集中したい人

学校生活は17:25~20:45(4年で卒業)

	月	火	水	木	金
第5・6時限					
第7・8時限					
第9・10時限	保健	言語文化	家庭基礎	体育	プログラミング
第11・12時限	英語I	数学入門	LHR 総合	英語I	英語入門

基本的には夕方5時過ぎに登校、
昼間の時間は趣味や仕事に使えます

自分の時間を大切にして、高校にはゆっくり通いたい人向け

午後の授業も選択して3年間で卒業も可能!

■ 学校情報



学校名: 静岡県立ふじのくに国際高等学校

- 設置場所: 現在の金谷高校校地(島田市金谷根岸町)
- 開校時期: 2024年4月
- 設置学科: 普通科(単位制)
- 募集規模: 160人(4学級規模)/年(※2023年秋に確定)
- 日課: 3部制[午前(I部)・午後(II部)・夜間(III部)]
- 学期: 2学期制(前期: 4/1~9/30 後期: 10/1~3/31)



■ 科目選択が自由!(単位制)

決められた単位を修得すれば卒業が認められます。

自分のベースや計画に合わせて、多様な科目から自分自身の興味・関心に応じた科目を選択し、学習することができます。

専門科目も充実!



■ 卒業までの通学期間が自由!

ゆっくり学んで4年間、自分が所属する部以外の授業を選択して単位を取得して3年間など、

自分のベースで通学期間を選ぶことができます。

ただし、高校は3年以上、通学することが法律で定められています。



■ 学校生活が自由!

制服もなく、校則もシンプル。アルバイトもOKです。

■ 様々な進路選択に対応!

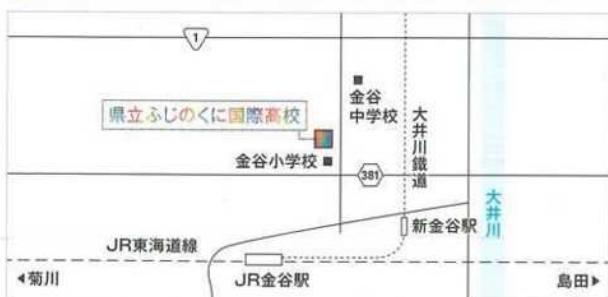
探究学習を通して、学ぶ意欲やプレゼン能力などを育成します。

大学・短大へ進学、専門学校へ進学、留学、就職、起業など、

一人ひとりの進路希望に合わせて、的確にサポートします。



■ アクセス •JR金谷駅より徒歩15分・大井川鉄道新金谷駅より徒歩12分



■ 学校紹介ムービー



県立ふじのくに国際高校がどんな高校なのか、もっと詳しく知りたい人は学校紹介ムービーをチェック!

ムービーは
こちら!



保護者・教育関係者の皆様へ

■ 設置の理念

生徒を取り巻く環境の変化や価値観の多様化に対応するために、一人ひとりの学習スタイルやニーズを尊重し、新しい時代に対応した教育を実現することで、地域社会に貢献できる人材の育成を目指します。

■ 目指す学校像

単位制、フレックスタイム制を生かし、中学校時代からスポーツや芸術等の分野において学校内外で多彩な活動を目指す生徒に対し、自らの取組と学業を両立できるよう支援します。

生徒の持つ能力や個性を伸長させるため、実学に関する多様な選択科目を開設し、生徒は学ぶ楽しさを感じることで生涯にわたって学び続ける姿勢を養います。

地域から信頼される学校づくりを推進し、地域と連携した探究的な学習や特別活動等を通して生徒の課題解決能力を養い、積極的に地域に参画し、貢献できる人材の育成を目指します。

■ 特色

多様な進路希望に対応するため、一般的な教科に加えて商業、家庭、体育、音楽、美術、書道等の専門教育に関する選択科目を用意するなど、個別に最適な学習機会を提供します。

志摩地区の豊かな自然環境や観光資源を活用し、グローバルかつ多面的な視点で探究的な学びを展開します。

■ 国際バカロレア教育の導入を目指しています

世界的に評価の高い教育プログラム「国際バカロレア教育」の2026年導入を目指し、準備を行っています。

(県内の公立高校初)

教育長メッセージ

ふじのくに国際高等学校は、大学のように自分のペースで通学時間や時間割を決めることができ、自分の興味・関心に応じた科目を選択できる、多様性と自由にあふれた高校です。ここに集まる多様な生徒のニーズに対応するため、全教科で探究的な学びを、さらに希望者には国際バカロレアのグローバル教育も提供します。

この自由な高校で、あなたの可能性をさらに伸ばしてみませんか？

静岡県教育委員会 教育長 池上重弘



お問い合わせ

静岡県教育委員会 高校教育課 学校づくり推進班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL.054-221-3152 FAX.054-251-8685

オンリーワン・ハイスクール事業

(高校教育課)

1 概要

魅力ある高校づくりを推進するため、国の普通科改革を踏まえて、生徒の学習意欲を喚起し、多様な教育ニーズに応える普通科の在り方等を研究する。対象は、原則普通科を設置する県立高等学校。

2 令和5年度事業計画

(1) 予算（当初予算額：62,000 千円 ※運営指導委員会費用 1,000 千円を含む。）

区分	採択数	予算（単位：千円）
イノベーション・ハイスクール	7校（I類：3校、II類：4校）	14,000
アカデミック・ハイスクール	9校（I類：6校、II類：3校）	19,000
グローカル・ハイスクール	11校（I類：7校、II類：4校）	19,000
フューチャー・ハイスクール	6校（I類：3校、II類：3校）	9,000

※ I類は公募（外部有識者による選考）、II類は高校教育課指定とする。

(2) 研究内容 I、IIはそれぞれI類、II類を示す。

区分	内 容
イノベーション・ハイスクール	【リベラルアーツの推進・探究】 I 文系・理系のバランスのよい学びの研究 II 生徒が設定したオリジナルな探究活動を支援するカリキュラム研究 II 医療人材育成に向けたカリキュラム研究
アカデミック・ハイスクール	【研究機関連携による社会課題探究】 I SDGs をはじめとする、学際的・領域横断的な分野の探究 II 演劇分野やスポーツ分野のカリキュラム研究 II 海外の教育機関や企業等と連携したカリキュラム研究
グローカル・ハイスクール	【地域協働による地域課題探究】 I 自治体や地元企業との連携・探究 II 地域連携による科目設定、カリキュラム研究 II 地域企業での就業体験による単位認定の研究
フューチャー・ハイスクール ※小規模校における取組	【地域に開かれた学校づくり探究】 I 地域人材や民間活力を取り入れた学校運営の研究 I 生徒による地域活性化、大学と連携した地域課題の解決の研究 II 本校分校間、若しくは複数の学校が連携した遠隔授業の研究

(3) 年間スケジュール

	I類	II類
令和5年3月 15日	運営指導委員会	
5月 1日		実施額決定通知
5月 8日	実施額決定通知	
5月 上旬	令達	
5月		令達（節別所要額の提出後）
令和6年 2月	報告書、報告動画の提出	報告書、報告動画の提出

『変更申請の例』

- 先進事例視察をオンラインへ変更し、生徒の探究活動の成果発表の機会を充実
- 出張の見直しや契約確定による差金で著名人の講演会を対象生徒を拡大して開催

3 実施校

	学校名	取組テーマ
「文系・理系科目をバランスよく学ぶリベラルアーツの推進」 I類3校、II類4校		
イノベーション	I 清水東	普通科・理数科の相互作用による文理の枠にとらわれない探究活動の研究
	I 藤枝東	文理融合カリキュラム・文理選択時期の研究
	I 浜松西	STEAM教育を軸とした文理の枠を超えたカリキュラムの研究
	II 沼津西 ・沼津城北	生徒が設定したオリジナルな探究活動を支援するカリキュラム研究
	II 沼津東、 静岡、浜松北	医療人材育成に向けたカリキュラム研究
	「SDGsをはじめとする学際的・領域横断的な新たな社会課題を探究」 I類6校、II類3校	
アカデミック	I 富士東	県内大学との連携・協働を取り入れた探究学習を核としたカリキュラムの研究
	I 静岡東	「探究学習ネットワーク」との連携を軸としたSDGsに関する探究活動の研究
	I 焼津中央	高大連携を主とした既存事業の体系化と新たな教育プログラムの研究
	I 掛川西	大学等専門機関と連携した系統的な社会課題解決学習の実践及びカリキュラム研究
	I 浜松南	コンソーシアム（大学・地元企業・市）と連携した授業改善と学校設定科目の研究
	I 浜松湖南	英語科レガシーの横展開と大学等と連携した開かれた教育課程の研究
	II 清水南	SPACと連携した演劇科設置に向けたカリキュラム研究
	II 静岡西	大学の先端設備を活用したスポーツ分野のカリキュラム研究
	III 三島北	海外の教育機関や企業等と連携したカリキュラム研究及び実践

	学校名	取組テーマ
「地域と協働し、地域社会の課題解決に向けて探究的学びを推進」		I類7校、II類4校
グローカル	吉原	国際科や地域と連携した「住み続けられるまちづくり」を考える課題解決学習の研究
	富士宮北	地域資源（世界文化遺産・富士山）を活かした探究学習の研究
	富士宮西	地元自治体との連携と「富士宮市総合計画」に基づく地域課題をテーマとした総合探究の発展・研究
	清水西	地域福祉・医療系分野との連携を主とした地域課題解決学習の研究
	磐田北	市・大学・高校が連携した体験活動を核とした教育課程の研究
	浜北西	コミュニティ・スクールの活用を軸とした地域課題解決学習の研究
	湖西	産官学と連携した「湖西学」と各教科の繋がりを実現する指導計画の研究
	池新田 ・横須賀	地域の企業と連携した先端施設の活用及び就業体験の実施等の授業の充実と単位認定の研究
	熱海、榛原	地域と連携した学校設定科目の研究
	川根	自治体及び海外企業と一体となった地域づくり
「中山間地域等の小規模校において、先端技術の活用や地域資源等の学校運営への参加を積極的に促進」		I類3校、II類3校
フューチャー	南伊豆分校	町と連携したカリキュラムマネジメントの実施による賀茂地区の人材育成の研究
	稻取	多様な学びや自己実現ができる学校となるためのICT技術の活用研究
	相良	地域人材を活用した地域活動の円滑な運営と探究型学習の深化の研究
	土肥分校、 佐久間分校	中山間地域におけるICT技術や地域資源等を活用した多様な学習機会の提供の研究
	春野校舎	中山間地域の学校が連携した地域活性化の取組及び先端技術を活用した生徒の多様な学びの機会の保障の研究

※イノベーションII類の沼津西、沼津城北、グローカルII類の池新田、横須賀はそれぞれ共同研究

ドリーム・プロジェクト

(高校教育課)

1 目的

変化の激しい予測困難な現代において、生徒が望む企画を生徒の手で立案・運営する経験をとおして自主性、自己肯定感、協調性及びリーダーシップを身に付け、個人や社会が望む未来を創造できる人材を育成する。

2 令和4年度の実施内容

(1) 企画・運営を行う実行委員

静岡県内の高等学校に通う高校生 26 人

(2) 業務内容

- ・高校生が主体となり、自らが講演会やワークショップ等を企画し運営する。
- ・主な業務内容として、テーマ設定、企画内容の検討、講師選定及び調整、会場等の確保、広報や集客に関することなどを行う。

(3) 企画内容

①東部地区（実行委員 6 人）

開催日時	令和5年3月21日（火）祝日 13:00～16:00		
開催場所	キラメッセぬまづ 多目的ホール	来場者数	約 500 人
タイトル	静春祭（せいしゅんさい）		
内 容	地域愛をテーマに県東部地区の魅力を広めるために、県東部の特産品を扱う店を集めたマルシェの開催や地元高校生のパフォーマンス発表を行った。		

②中部地区（実行委員 8 人）

開催日時	令和5年1月15日（日）13:30～15:00		
開催場所	静岡市清水文化会館マリナート 大ホール	来場者数	約 300 人
タイトル	防災×サイエンス 防災エンスショー		
内 容	県中部の小・中学校の児童生徒を対象に、防災士でありサイエンスインストラクターの阿部清人氏によるサイエンスショーを開催した。		

③西部地区（実行委員 12 人）

開催日時	令和5年2月5日（日）14:00～15:30		
開催場所	浜松市浜北文化センター 大ホール	来場者数	約 250 人
タイトル	静岡在住の動画クリエイターから将来のアドバイスを聞こう！		
内 容	県西部の中学生・高校生を対象に、人気動画クリエイターの「はじめしゃちょーの畑」のメンバー（6人）による講演や質疑応答を行った。		

(4) 令和4年度のスケジュール

時期	内 容
7/14～8/1	実行委員の募集
8/14、15	県庁にて実行委員会招集（企画に関するグループワーク）
9月～1月	企画内容の確定、講師との連絡・調整、会場手配、ポスター制作等広報準備
1月～3月	事業の実施、報告書の作成等

3 令和5年度の実施内容

(1) 第一期募集

事業内容	<ul style="list-style-type: none">生徒個人又は団体（グループ、部活、委員会、クラス等）が、著名人による講演会やワークショップ等を主体的に企画・運営するテーマ設定、企画内容の検討、講師の選定及び連絡、会場手配等、全て生徒が行う生徒が作成した「企画書」を県教委へ提出、事業内容を確認の上、採用の可否を決定する（1事業に係る費用の上限 100 万円）地域や学校を超えた応募も可能とする生徒が県教委に直接応募する。ただし、応募の際には担当教師をつける。
備考	<p>①予算額に対して応募数又は採用数が多い場合 高校教育課が審査を行い、実施企画を決定する。</p> <p>②予算額に対して応募数又は採用数が少ない場合 第二期募集を行う。</p>

(2) 第二期募集

令和4年度ドリーム・プロジェクトの形式を踏襲した企画を行う。

(3) 令和5年度のスケジュール（案）

時期	第一期募集
4月下旬	県教委が各高校の生徒へ概要説明（ZOOM）
6月上旬	「企画書」締切
6月下旬	「企画書」審査及び実施企画の決定 ➢ 10校11企画を採択
7月～3月	事業実施、報告書提出

(4) 予算(ふじのくに「個が輝く」人材育成事業費)

令和5年度当初：3,000千円

静岡県SDGsスクールアワード

(教育政策課)

1 概要

子どもたちが、持続可能な社会の創り手となり、県内にSDGsの理念を広く根付かせることができるように、学校における児童・生徒のSDGs達成に向けた取組動画（90秒）を募集し、優れた取組を表彰・発信するもの。令和4年度初開催。

2 令和4年度の実績

(1) 応募数

47校、113チーム

(2) 審査委員

県教育長、県政策推進局長、学校代表（2人）、大学教授、民間企業代表、NPO代表、学生 計8人

(3) 審査結果

区分	受賞校	
小学校の部	県教育長賞	藤枝市立稻葉小学校
	優秀賞（2校）	常葉大学教育学部附属橘小学校・藤枝市立藤岡小学校
中学校の部	県教育長賞	沼津市立金岡中学校
	優秀賞	島田市立島田第二中学校・静岡市立末広中学校
高等学校の部	県教育長賞	県立浜松湖東高等学校
	優秀賞	県立焼津水産高等学校・県立焼津中央高等学校
特別支援学校の部	県教育長賞	県立富士特別支援学校富士宮分校
	優秀賞	県立清水特別支援学校・県立富士特別支援学校
審査委員特別賞		裾野市立東中学校
企業賞		17校（県教育長賞、優秀賞との重複を含む）

(4) 表彰式

項目	内 容
日 時	令和5年2月10日（金） 午後1時15分から3時15分まで
会 場	静岡県男女共同参画センター 大ホール（静岡市駿河区馬渓）
参加者	受賞校、審査委員会委員、協賛企業、県教育委員ほか（約150人）
内 容	教育長挨拶、表彰（4部門、審査員特別賞、企業賞）、動画視聴・児童生徒へのインタビュー、審査委員講評等

(5) 備考

- ・副賞の盾は、県内の間伐材等を使用し、障害福祉事業所「ラポール川原」が作成
- ・参加賞（ステッカー）は、県立掛川東高校の佐野夢果さんのオリジナルデザイン

3 令和5年度の計画

- (1) 令和5年度は、次のア～オにより、取組の拡大、企業連携の促進、質の高い取組の創出、教員の資質能力の向上を図りつつ、同アワードを継続開催する。
- ア (新) 本アワードをきっかけとした企業連携事例の情報発信
イ (新) 企業等による教育プログラム提供事業の活用
ウ 協賛企業の新規開拓
エ 広報の充実
特設ホームページの充実及びEジャーナルでの連載
オ 教員研修の充実
(新)「SDGs推進研修」、(新)「探究授業づくり研修」の新規立ち上げ

(2) スケジュール

時期	内容
9月～11月末	募集期間
12月上旬	一次審査（事務局）
1月中旬	二次審査（審査委員会）
2月9日	表彰式

未来を切り拓く Dream 授業

(総合教育課)

1 要 旨

日常生活で触れる機会の少ない一流の講師陣の講義を提供し、学校では学ぶことのできない教養を身に付け、講師の人間性等に触れるとともに、お互いに刺激し合える仲間をつくることで、子供たちが自らの価値を認識し、自らの能力を更に伸ばすきっかけを与える。

2 令和5年度開催実績

(1) Dream 授業開催概要

日 程	令和5年8月1日（火）～ 8月4日（金）（3泊4日）	
場 所	静岡県総合教育センター（掛川市）	
参加人数	県内の中学1・2年生 30人（応募者84名のため抽選）	
参 加 費	無料（通信費や往復交通費除く）	
主な内容	講 義	・講師7人及び1団体
	交流・実技等	・A L Tとの交流 ・S P A C俳優による表現指導 ・農業体験
	グループディスカッション・発表	「理想の学校を作ろう」

(2) Dream 授業講師

(50音順)

講師	役職等
渥美 万奈	ソフトボール元日本代表・東京オリンピック金メダリスト
加藤 百合子	株式会社エムスクエア・ラボ代表取締役
川勝 平太	静岡県知事
木南 龍平	近畿大学水産研究所助教
櫛野 展正	アーツカウンシルしづおかチーフプログラム・ディレクター
高畑 幸	静岡県立大学国際関係学部教授
矢野 弘典	(一社)ふじのくにづくり支援センター理事長、(公財)産業雇用安定センター会長
SPAC 劇団員	県立劇団（演劇・舞台芸術）

(3) ユースリーダー

- ・過去のDream授業参加者及び次世代リーダー養成塾の参加者6名に運営協力を依頼した。
- ・Dream授業参加者と交流することにより、当該年度の参加者同士のつながりだけでなく、年度を超えた縦のつながりを広げ、お互いに刺激を与え合うことで、更なる教育効果が期待できる。

(4) Dream 授業スケジュール

令和5年度未来切り拓くDream授業 スケジュール

	8月1日(火)	8月2日(水)	8月3日(木)	8月4日(金)		
6:30					6:30	
7:00		朝食 第一会議室 次時の準備 第一会議室 GDについて① 次時の準備	朝食 第一会議室 移動の準備	朝食 第一会議室 荷物整理/布団等回収	7:00	
8:00			バス移動		8:00	
9:00		第一会議室 講義④ 木南講師	上倉沢公会堂 菊川市倉沢 講義⑦ 加藤講師 農業体験	GD⑥	9:00	
10:00		レポート記入 振り返り 次時の準備			10:00	
11:00	受付 事務連絡 第一会議室	第一会議室 GD①	バス移動	発表・審査・講評	11:00	
12:00	昼食 第一会議室	昼食 第一会議室	昼食 第一会議室	昼食 第一会議室	12:00	
13:00	準備 第一会議室 講義① 櫛野講師	次時の準備 第一会議室 講義⑤ 矢野講師	次時の準備 第一会議室 講義⑧ 高畑講師、ALT	第一会議室 スピーチ原稿作成 講堂	13:00	
14:00	レポート記入 振り返り 次時の準備	レポート記入 振り返り 次時の準備	ALT等との交流1	1人1分スピーチ 閉講式 記念撮影 解散	14:00	
15:00	体育館 講義② 渥美講師	第一会議室・体育館 講義⑥ SPAC	ALT等との交流2		15:00	
16:00	レポート記入 振り返り 次時の準備		次時の準備 第一会議室 研修室4		16:00	
17:00	第一会議室 講義③ 川勝講師		GD③		17:00	
18:00	夕食 第一会議室	夕食 第一会議室	夕食 第一会議室		18:00	
19:00	次時の準備 第一会議室 全体オリエンテーション	次時の準備 第一会議室 研修室4	次時の準備 第一会議室 研修室4		19:00	
20:00	入浴(研修班別)				20:00	
21:00	オリエンテーション(研修班別)	入浴(研修班別)	GD②続き	入浴(研修班別)	GD④続き	21:00
22:00	片付け・就寝準備 宿泊棟	片付け・就寝準備 宿泊棟		片付け・就寝準備 宿泊棟		22:00
23:00	就寝	就寝	就寝			23:00

政治的教養の教育（主権者教育）

(高校教育課)

1 要旨

公職選挙法等の一部を改正する法律により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から、選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法に規定する要件に満たす者は、選挙権を有することとなった。

高等学校等において、政治的教養を豊かにするための教育の一層の充実を図ることが求められる一方、教育基本法等に定める学校の政治的中立を確保し、関係法令を遵守した指導を行うことが必要である。

2 令和5年度計画

(1) 選挙管理委員会との連携

- ・全ての高等学校（全定通）で実施を計画
- ・高等学校教育課程研究集会（総則）における研修（オンライン：7月）で選挙管理委員会から「本県における学校と選挙管理委員会の連携による主権者教育の取組」について説明
- （2）主権者教育の全体計画を提出（教務関係調査）
- （3）政治や選挙に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の配布
- （4）市町行財政課との連携

3 令和4年度実績

(1) 選挙管理委員会との連携

- ・全ての高等学校（全定通）で実施を計画
- ・高等学校教育課程研究集会（地歴公民）における研修（総合教育センター：8月）で選挙管理委員会から「本県における学校と選挙管理委員会の連携による主権者教育の取組」について説明（新規）
- （2）主権者教育の全体計画を提出（教務関係調査）
- （3）政治や選挙に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の配布
- （4）文部科学省指定事業「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究」は事業2年目（県立川根高校、県立浜松江之島高校）
決算額 673,977円
- （5）市町行財政課との連携

4 令和3年度実績

(1) 選挙管理委員会との連携

全ての高等学校（全定通）で実施を計画

- （2）政治的教養の教育の全体計画を提出（教務関係調査。4月）
- （3）教育課程研究委員会での研究
- （4）文部科学省指定事業「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究」に2校が採択された。（県立川根高校、県立浜松江之島高校）
決算額 929,415円

小中学校におけるキャリア教育

(義務教育課)

1 目的

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力（基礎的・汎用的能力＝人間関係・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）を身に付けていくことができるよう、義務教育段階からの体系的なキャリア教育を推進する。

【推進の重点】

学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向かって必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促す教育の推進

2 令和5年度の計画

(1) キャリア教育研修会の開催

ア 目的

キャリア教育の視点から学校の教育活動を見直し、校内外の連携を踏まえたキャリア教育推進のための手立てを考えることを通して、各学校におけるキャリア教育の充実を図る。

イ 対象

公立小・中学校（県立中学校を含む）及び義務教育学校のキャリア教育推進の中 心になる教員（主幹教諭、教務主任、キャリア教育担当者、特別活動主任等）1人（悉皆）

ウ 内容（例）

- ・講義…国や県のキャリア教育推進の方針、キャリア・パスポートの活用
- ・グループ協議…各校のキャリア・パスポートを中心とする取組や地域と一体とな ってすすめている取組

エ 開催日及び会場

（ア）静西教育事務所管内：令和5年9月22日（金）

（イ）静東教育事務所管内：令和5年9月28日（木）

※両事務所ともにオンラインにて開催

(2) キャリア教育推進協議会の開催（高校教育課主管） 日程未定

社会・職業との関連を重視しつつ、義務教育段階からの体系的なキャリア教育を推進するため、企業と学校の連携について関係者と意見交換を行う。

(3) 将来につながる体験活動の推進

ア 「WAZAチャレンジ教室・デジチャレンジ教室」の実施（経済産業部職業能力開発課と連携）

（ア）目的

優れた技能・技術を持った技能士の派遣・指導により、児童生徒がものづくりを体験する。

（イ）実施校

WAZAチャレンジ教室 小学校9校、中学校15校

デジチャレンジ教室 未定

イ 「静岡県わくわく働くナビ」職場体験ページを公開。（経済産業部労働雇用政策課）

3 令和4年度の実績

(1) キャリア教育研修会の開催

ア 目的

キャリア教育の視点から学校の教育活動を見直し、校内外の連携を踏まえたキャ

リア教育推進のための手立てを考えることを通して、子供たちの社会的・職業的自立に向け、各学校において、必要な基盤となる能力や態度を育てるためのキャリア教育の充実を図る。

イ 対象

公立小中学校（県立中学校を含む）のキャリア教育推進の中心になる教員（主幹教諭、教務主任、キャリア教育担当者、特別活動主任等）1人（悉皆）

ウ 内容

- ・講義…国や県のキャリア教育推進の方針、キャリア・パスポートの活用
- ・グループ協議…各校のキャリア・パスポートを中心とするキャリア教育の取組

エ 開催日及び会場

- ・静西教育事務所管内：令和4年9月22日（木）
- ・静東教育事務所管内：令和4年9月29日（木）

※両事務所ともにオンラインにて開催

(2) キャリア教育推進協議会の開催（高校教育課主管） 令和5年1月26日（木）

社会・職業との関連を重視しつつ、義務教育段階からの体系的なキャリア教育を推進するため、企業と学校の連携について関係者と意見交換を行う。

(3) 将来につながる体験活動の推進

ア 「WAZAチャレンジ教室」の実施（経済産業部職業能力開発課と連携）

(ア) 目的

優れた技能・技術を持った技能士の派遣・指導により、児童生徒がものづくりを体験する。

(イ) 実施校

- ・県内の小学校11校、中学校20校の応募
- ・コロナで実施延期や中止等あり

イ 「夢の教室」の開催（株式会社ローソンと連携…県と包括連携協定）

(ア) 目的

小学5年生、中学2年生を対象に、様々な競技の現役選手や引退した選手などを「夢先生」として学校へ派遣し、「夢をもつことや、その夢に向かって努力することの大切さ」「仲間と協力することの大切さ」などを伝える。

(イ) 実施校及び実施日

掛川市立曾我小学校：令和4年5月17日（火）

焼津市立小川中学校：令和4年7月1日（金）

富士宮市立黒田小学校：令和4年11月11日（金）

ウ 「静岡県わくわく働くナビ」職場体験ページを公開。（経済産業部労働雇用政策課）

4 令和4年度末「学校対象調査」結果より

(1) 職場見学や職場体験、社会人講話等の活動を実施したか。

項目	小学校		中学校	
	R 4	前年度比	R 4	前年度比
実施した	83.3%	+4.1%	95.8%	+5.3
実施しなかった	16.7%	-4.1%	4.2%	-5.3%

(2) 教育活動支援のための外部人材を活用したか。

項目	小学校		中学校	
	R 4	前年度比	R 4	前年度比
活用した	90.6%	-7.5	97.6%	+0.6
活用しなかった	1.0%	-0.9	2.4%	-0.6

(3) 「キャリア・パスポート」を児童生徒の教育活動や進路指導等に活用したか。

項目	小学校		中学校	
	R4	前年度比	R4	前年度比
活用した	96.8%		97.6%	
活用しなかった	3.2%		2.4%	

高校におけるキャリア教育

(高校教育課)

1 要旨

静岡県が抱える雇用問題の解消に向け、小中学生や高校生等の勤労観・職業観を養い、児童生徒のキャリア発達を促すために、学校におけるキャリア教育を支援する環境づくり、モデル事業（協議会、講師派遣、表彰等）を展開する。

2 令和5年度事業計画

令和4年度事業を継続して実施する。

- ・静岡県キャリア教育推進協議会 令和6年1月予定
- ・インターンシップ実施状況、大学及び産業界との連携調査
- ・産官学と連携したキャリア教育関係事業の周知、事業連携 等

3 令和4年度事業実績

(1) キャリア教育推進事業（予算額110千円）

静岡県キャリア教育推進協議会（令和5年1月26日（木））

- ・基調講演「キャリア教育と地域内での次世代人材育成」

静岡大学 学生支援センター キャリアサポート部門 宇賀田 栄次 教授

- ・教育委員会、小・中学校、高校、特別支援学校のキャリア教育の状況について
- ・キャリア教育の推進について意見交換

県経営者協会、県商工会議所連合会、静岡労働局、専門学校（職業教育振興会）

(2) こころざし育成セミナー事業

【本年度実施状況】※詳細は3-712参照

		開催内容	
本セミナー（夏期）		7病院で実施（103人参加） 一部病院で新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止とした。	
冬期フォローアップセミナー		東中西3会場で実施（79人参加） ・地域医療課より静岡県医学修学研修資金の紹介 ・予備校講師による受験対策講習	
春期フォローアップセミナー		3月24日（金）開催予定 受験対策、大学紹介	

【過去実施状況】

	R 4		R 3	R 2	R 1	
	会場	参加者数			会場	参加者数
本セミナー（夏期）	7病院	103人	(オンライン代替)	中止	14病院	355人
冬期フォローアップセミナー	3会場	79人	中止	(オンライン代替)	3会場	155人
春期フォローアップセミナー	3/24（金）		(オンライン代替)	(オンライン代替)	中止	

(3) 大学からの講師招請事業

	年度	実施校数	学部説明	出張授業
静岡大学との連携による出張事業等	R 4	35 校	14 回	77 回
	R 3	36 校	4 回	83 回
	R 2	26 校	11回	57 回

(4) キャリア教育優良教育委員会、学校及び P T A 団体等文部科学大臣表彰

年度	表彰校	
R 4	該当なし	
R 3	県立袋井商業高等学校	
R 2		募集中止

(5) キャリア教育推進連携表彰

年度	表彰校
R 4	該当なし
R 3	県立伊東商業高等学校
R 2	募集中止

(6) インターンシップ実施状況概要

県内公立 高等学校数	R 3		R 4	
	実施学校数	実施率 (%)	実施学校数	実施率 (%)
全日制	90 校	64 校	71.1	77.8
定時制	20 校	5 校	25.0	50.0
通信制	1 校	0 校	0.0	0.0
(合計)	111 校	69 校	62.2	72.1

(分校等 5 校を 5 校と数える。政令指定都市 3 校を含まない。)

(7) 静岡新聞「Future しづおか」との連携

「高校生課外授業」の広報や地域企業紹介冊子（ガイドブック・タブロイド判）の配布の協力を働いている。

4 成果・課題

- (1) 過去 2 年、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止・代替措置（オンライン開催等）とされたが、令和 4 年度においては、各事業とも集合開催が再開されている。
- (2) キャリア教育の推進と支援を行うことで、学校と地域や企業との連携事業や社会人講話など、各学校で特色を生かしたキャリア教育への取組が実践されている。今後、地域の産業界と連携・協働しながら、地域課題解決に向けた探究的な学び等とキャリア教育との接続が期待される。
- (3) 各学校において、キャリア教育に基づく生徒の興味関心に応じた適切な進路指導が求められている。将来の在り方や生き方を考え、適切な進路選択や職業選択ができるよう支援する取組が必要である。
- (4) 県キャリア教育推進協議会や関係機関等と連携しながら、キャリア教育の方向性やより充実した事業について検討、推進していく必要がある。
- (5) インターンシップにおいては、回復傾向である。（令和 2 年度 33.3%）

学校における外部人材等の活用状況

(教育政策課)

学校の教育活動に対して、企業やN P O、各種団体等の外部人材に参画してもらうことにより、教育内容の充実や地域の理解促進等を図っている

<教育活動への外部人材の活用状況（令和4年度）【学校対象調査(静岡県教育委員会)】>

① 外部人材との連携・協働による授業を実施した学校の割合

小学校	中学校	高校	特別支援学校
97.8%	89.8%	84.5%	92.1%

② ①の学校において、活用した外部人材（複数選択）

項目	小学校	中学校	高校	特別支援学校
保護者	53.8%	24.1%	10.9%	26.3%
保護者以外の地域住民	89.4%	68.7%	40.9%	76.3%
企業関係者	55.1%	56.6%	70.9%	52.6%
N P O、各種団体等	56.8%	53.6%	59.1%	60.5%
その他	8.3%	9.0%	24.5%	21.1%

③ ①の学校において、外部人材の活用による効果（複数選択）

項目	小学校	中学校	高校	特別支援学校
児童生徒の学習の充実	96.2%	81.9%	75.5%	92.1%
児童生徒の社会性の涵養	62.5%	62.0%	70.0%	65.8%
児童生徒の自己肯定感の高まり	40.1%	33.1%	45.5%	52.6%
生徒指導、いじめ、不登校の減少	5.8%	6.0%	7.3%	2.6%
教員の資質向上	45.5%	38.6%	48.2%	52.6%
保護者又は地域の協力の高まり	62.5%	38.0%	30.9%	42.1%
学校と地域の相互理解の高まり	73.4%	52.4%	52.7%	63.2%
その他	0.3%	0.6%	5.5%	0.0%

「読書県しずおか」づくり総合推進事業

(社会教育課)

1 趣旨

県民一人一人が、生涯を通じて読書を楽しむ習慣を確立した「読書県しずおか」構築のため、発達段階に応じた「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書活動の啓発」等の施策を、家庭・地域・学校を通じ、社会全体で取り組む。

また、『本とともにだち』プラン 第三次静岡県読書活動推進計画（後期計画）に基づき、発達段階を踏まえた読書活動の推進及び学校図書館の機能強化を図る。

2 令和5年度計画（予算額1,877千円）

(1) 静岡県読書活動推進会議（163千円）

ア 構成：図書館、学校、民間、行政等の各代表者、学識経験者

イ 協議内容：静岡県子ども読書活動推進計画の進行評価、読書推進施策の検討等

ウ 開催回数：年3回（6月22日、9月11日（予定））

エ 作業部会

① 名称：静岡県における子どもの読書活動推進検討委員会

② 構成：図書館職員、学校関係者、読書ボランティア団体職員、行政担当者等の各代表者

③ 協議内容：子どもの読書活動推進に関する施策の検討

　　子ども読書アドバイザーフォーラムの企画・運営

　　子ども読書アドバイザーの活用促進に関する施策の検討

④ 開催回数：年4回（5月26日、8月8日）

(2) 県民への啓発・広報（1,457千円）

ア 読書ガイドブック『本とともにだち』あかちゃん版、幼稚版、小学生版、中学生版（県内の新生児、幼児（3歳児）、小学1年生及び中学1年生に配布）

イ 「静岡県高等学校ビブリオバトル」で紹介された本の広報（県内の高校1年生及び2年生、県内中学校、図書館、書店等にリーフレットを配布）

ウ ホームページ（読書県しずおかBookサイト）による情報提供

(3) 静岡県子ども読書アドバイザーフォーラム・フォローアップ研修（140千円）

ア 静岡県子ども読書アドバイザーフォーラム

① 日時：令和5年11月17日（金）午前10時00分から午後4時00分まで

② 会場：静岡県立中央図書館

③ 内容：施策説明・実践発表・基調講演等

④ 参加者：静岡県子ども読書アドバイザー、市町子供読書活動推進担当者・市町立図書館職員、読み聞かせボランティア

イ 静岡県子ども読書アドバイザーフォローアップ研修

① 日時：令和5年7月12日（水）午前10時00分から午後4時00分まで

② 会場：静岡県立中央図書館

③ 内容：講義・実践発表・グループワーク等

④ 参加者：静岡県子ども読書アドバイザー、読み聞かせネットワーク会員

(4) 第9回静岡県高等学校ビブリオバトル（117千円）

ア 日 時：令和5年9月24日（日）

イ 会 場：常葉大学静岡草薙キャンパス

ウ その他

運営スタッフ補助として、常葉大学の学生にボランティア参加を依頼。県内20校、38名の高校生が発表参加者として参加予定。

3 令和4年度実績（決算額1,778千円）

(1) 静岡県読書活動推進会議（143千円）

ア 構 成：図書館、学校、民間、行政等の各代表者、学識経験者

イ 協議内容：静岡県子ども読書活動推進計画の進行評価、読書推進施策の検討等

ウ 開催回数：年3回（6月6日、9月12日、2月7日）

エ 作業部会

① 名 称：静岡県における子どもの読書活動推進検討委員会

② 構 成：図書館職員、学校関係者、読書ボランティア団体職員、行政担当者等の各代表者

③ 協議内容：子どもの読書活動推進に関する施策の検討

子ども読書アドバイザーの認定及び養成講座の企画・運営

子ども読書アドバイザーの活用促進に関する施策の検討

④ 開催回数：年3回（5月27日、10月14日、1月30日）

(2) 県民への啓発・広報（1,290千円）

ア 読書ガイドブック『本とともにだち』あかちゃん版、幼児版、小学生版、中学生版（県内の新生児、幼児（3歳児）、小学1年生及び中学1年生に配布）

イ 「静岡県高等学校ビブリオバトル」で紹介された本の広報（県内の高校1年生及び2年生、県内中学校、図書館、書店等にリーフレットを配布）

ウ ホームページ（読書県しづおかBookサイト）による情報提供

(3) 静岡県子ども読書アドバイザー養成講座（159千円）

ア 内 容：講義、実践報告、グループワークなど30時間程度の講座（R3・R4の2年間：各年3回、計6回）

イ 養成人数：市町からの推薦による読書ボランティアリーダー等で養成講座を受講修了した37名

(4) 静岡県子ども読書アドバイザーフォーラム（89千円）

ア 日 時：令和4年10月21日（金）

イ 会 場：県立中央図書館

ウ 内 容：施策説明、実践発表、基調講演、グループワーク

エ 参加者：静岡県子ども読書アドバイザー、市町子供読書活動推進担当者、市町立図書館職員、読み聞かせボランティア、静岡県における子どもの読書活動推進検討委員

(5) 第8回静岡県高等学校ビブリオバトル（97千円）

令和4年9月25日（日）に常葉大学静岡草薙キャンパスにて開催した。県内20校、35名の高校生が発表参加者として参加した。

オリンピック・パラリンピックレガシー教育推進事業

(健康体育課)

1 主な事業目的

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の機運上昇を踏まえ、子どもたちがスポーツに親しみ、進んで活動する児童・生徒を育成する。
- ・スポーツの価値への理解を深めるとともに、規範意識の涵養、国際・異文化理解、共生社会への理解等を育み、進んで平和な社会の実現に貢献できる人間を育成する。

2 事業概要

平成 29 年度から令和 3 年度まで実施していたオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業【国委託】をオリンピック・パラリンピックレガシー教育推進事業【県単独】として継続し、推進校におけるオリパラを題材とした授業の実施や選手招聘による講演会や実技指導を実施する。

※オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業【国委託】は令和 3 年度で終了

3 令和 5 年度事業計画（当初 9,611 千円）

オリパラレガシー教育事業として、県内公立小中学校を対象としたオリパラ選手等による講演会、実演会等実施する。

区分	内容
オリパラレガシー教育推進校指定 (84 校)	県内公立（政令市を除く）小・中学校 (小学校 76 校、中学校 8 校)

4 令和 4 年度事業実績（当初 9,985 千円）

区分	内容
オリパラレガシー教育推進校指定 (100 校)	県内公立（政令市を除く）小・中学校 (小学校 85 校、中学校 15 校)
県内セミナー	令和 4 年 5 月 10 日（オンライン）

（1）オリンピアン・パラリンピアン講演会・交流会

岩崎恭子氏（バルセロナオリンピック競泳 200m 平泳ぎ金メダリスト）

山崎早紀氏（東京オリンピックソフトボール金メダリスト）

白井健三氏（リオデジャネイロオリンピック体操競技代表） 等

（2）その他の活動

プロスポーツ選手等による投力向上や体力アップコンテストの実技指導実施 等

演劇専門教育の導入

(高校教育課)

1 概要

「有徳の人」の育成に向けた特色ある学びの一つとして、生徒の個性を尊重し豊かな感性を養う教育を推進するため、清水南高校の芸術科に演劇専攻を設置する。

2 導入の概要

(1) 導入時期、手法

令和6年度、清水南高校芸術科（音楽専攻・美術専攻）に演劇専攻を設置する。
各学年10～15人程度を想定している。

(2) 導入の目的

演劇マインドや自己表現力を身に付けた「有徳の人」の育成
(即戦力としての劇団員養成ではなく、演劇マインドを持った人材育成を目指す)

(3) 導入検討の経緯

人、モノ、情報、資金が大量に迅速に移動するグローバル化の進展が進む中、予測困難な時代が到来している。これまでのような知識や学歴だけでなく、教養としての「リベラルアーツ」が重要視されるようになってきている。

静岡県でも「生きる力」や、教養・自己表現力を備えた「有徳の人」の育成を進めしており、その実現に向けた方策として、平成30年策定の教育振興基本計画にも明記の上、演劇を含めた新たな学科の設置等を検討してきた経緯がある。

(4) 導入校選定の理由

清水南高校は、令和3年度からオンリーワン・ハイスクール事業で「SPACと連携した演劇科設置に向けたカリキュラム研究」に取り組むとともに、舞台芸術を通じた中高生の表現力、思考力、対話力の育成を目指して令和3年11月にSPACと連携協定を締結するなど、演劇と深い関わりがある。さらに立地的にもSPACの施設を活用しやすいことから、清水南高校を導入校とする。

(5) 導入コンセプト

- ・芸術科では、高校受検時に音楽・美術・演劇のいずれかの専攻を選択する。
- ・演劇は学校設定教科とする。
- ・芸術科では、専攻の枠をこえて選択できる共通科目（クロスカリキュラム）を実施する。
- ・専門性の高い指導者を確保するため、SPACの俳優など外部人材を積極的に活用する。
- ・体育館2階の格技場を改修して、実際の稽古場に近い機能を持つ演劇室を整備するとともに、学校外のSPAC施設の活用も進める。
- ・卒業後の進路は、演劇教育を通して身に付けた自己表現力等を活用した総合型選抜入試や、一般入試により、四年制大学への進学を想定している。

(6) 導入後に期待される効果

総合芸術としての「演劇専攻」が新たに設置されることで、他の芸術科で学ぶ生徒への好影響が見込まれるだけでなく、学校設定科目として「表現」を実施している中等部との関係においても、身近に明確なキャリアモデルを示すことが可能となり、中高一貫校としての清水南高校全体の魅力化にもつながる。また、教養・文化としての演劇のみならず、学校設定科目「身体表現」の授業は自己表現力やコミュニケーション能力の訓練も兼ねていることから、中高生の自己表現力・自己肯定感の向上につながることも期待できる。さらには、清水南高校の先進的な成果を教員研修等で共有することで、県内の他校での取組に波及させていく。

(7) 今後のスケジュール

令和5年度は、基本計画に従って、施設や備品の整備を進めるとともに、学校ではカリキュラムやシラバスの作成、教科書選定や申請、中学生への広報、入試選抜業務などを進める。

(8) 令和5年度予算

(単位：千円)

区分	内容	予算額	備考
格技場設計・改修	壁や床の張り替え、照明や音響等の設備の設置	53,457	全体事業費(R5~6) 142,403千円
稽古場用備品	舞台照明、平台 ほか	8,543	
計		62,000	

3 演劇専門教育導入に向けた検討・準備

平成30年度	<p>(1) 県外視察 (2) 以下の検討</p> <ul style="list-style-type: none">・演劇の技能を通じて、生徒をどのレベルまで導き、能力開発を促すか、学科生の進路想定も含めて、理念を明確化する必要がある。・専門的なカリキュラムの検討や講師人材の探索において、外部人材も含めた検討体制の構築が必要である。・練習環境、実践学習の場（舞台装置）、講師人材にいざれも多額の費用が予想される。・募集規模をどのように考えるか（学科新設か、類型新設か）。
令和元年度	<p>(1) SPACとの連携（文化政策課事業）</p> <p>今年度より「子どもが文化と出会う機会創出事業」として、SPACが県内学校等を訪問し、演劇を鑑賞・体験する機会を提供する事業を行う。その中で、平成27年度に作成した「水の東西」等を戯曲化した教材を元に、SPACが高校の授業へ参画し、生徒の表現活動を支援するプログラムを実施した。（御殿場南高校、藤枝西高校、浜松湖北高校佐久間分校 計3校）</p> <p>(2) 先進事例の情報収集</p> <p>令和3年度より県立神奈川総合高等学校へ舞台芸術科を設置する</p>

	神奈川県教育委員会を訪問し、舞台芸術科を設置することとなつた背景、必要となる施設、教員の採用について情報収集を行った。
令和2年度	(1) SPACとの連携（文化政策課事業） 昨年度から引き続き、「水の東西」等を戯曲化した教材を元に、SPACが高校の授業へ参画し、生徒の表現活動を支援するプログラムを実施した。（下田高校南伊豆分校、三島南高校、富士市立高校、藤枝西高校、池新田高校、浜松湖北高校佐久間分校） (2) ニーズ調査（総合教育課・高校教育課事業）
令和3年度	(1) オンリーワン・ハイスクールによる具現化のための研究 「アカデミック・ハイスクール」の取組のひとつとして清水南高等学校を研究校として指定し、SPACと連携したカリキュラムの研究や設置のための形態の研究などを進める。 (2) 演劇スクールの新設（文化政策課事業） SPAC内に高校生対象の演劇スクールを新設し、専門的な演劇教育を通じて「演劇の都」を担うプロ人材の育成を目指す。また、SPACが行っている中高生対象のシアタースクールや、掛川市の中学生対象の地域部活「パレット」の活動も引き続き取り組む。 (3) SPAC俳優による学校訪問授業（文化政策課事業） ○「水の東西」等を戯曲化した教材を元に、SPACが高校の授業へ参画し、生徒の表現活動を支援するプログラム（富士市立、三島南、清水南、藤枝西、浜名定期制） ○ダンスの実技を通じて、言葉では表現しがたい事柄を直感的に伝える力を育むプログラム（池新田、掛川特支御前崎分校） (4) 「静岡県立高等学校 演劇専門教育の導入 基本構想」の策定
令和4年度	(1) 基本計画の策定 ・学校づくり推進室長を委員長、清水南高校やSPAC、文化政策課、教育施設課等の担当者を委員とする基本計画作成委員会を設置 ・清水南高校を中心に教育課程WGを開催し、カリキュラム案を作成 ・施設WG・人材WGで教育に必要な施設設備や人材をリストアップ ・WGの結果を踏まえて、基本計画を策定 (2) 演劇専攻設置に向けた準備 ・清水南高校では校内体制整備や中学生等への広報を実施 ・令和5年度当初予算で施設・備品の整備、加配について協議
令和5年度	(1) 演劇専攻設置に向けた準備 ・SPAC俳優の片岡佐知子氏を臨時教諭（高校国語の教員免許あり）として清水南高校へ配置し、シラバス等を作成 ・施設や備品の整備 (2) 生徒募集 ・広報 ・学校説明会や一日体験入学の実施

【参考】他校の状況

●県内の高校における演劇関係の教科、科目の設置状況

No	学校名	学科名	特徴的な取組
1	三島南高校	普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・学校設定教科「舞台芸術」の開設 ・身体及び言語を中心とした舞台芸術に関わる総合的な学習を通して、人間が持つ表現力について認識を深め、豊かな自己表現の能力と創造性を育むとともに、集団の一員として、他者と協力しながら活動する態度を培うことで、社会の変化に柔軟かつ能動的に対応し、社会における自己の役割を主体的に果たすことのできる生徒の育成
2	浜松大平台高校 (定時制)	普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・学校設定教科「演技表現」の開設 ・合理的な体の使い方や正しい発声法を身に付けることで、より良い人間関係を築くために必要な表現力を養成 ・演技への理解を深め、感性を高めることで豊かな情操を養成

●他県公立高校における演劇関連学科設置事例

No	学校名	学科名	募集人数	設置年度
1	青森県立 八戸東高校	表現科	40人	H15
2	埼玉県立 芸術総合高校	舞台芸術科	40人	H12
3	東京都立 総合芸術高校	舞台表現科	演劇 20人、 舞踏 20人	H22
4	神奈川県立 神奈川総合高校	舞台芸術科	30人	R3
5	石川県立 七尾東雲高校	演劇科	20人	H20
6	大阪府立 咲くやこの花高校	演劇科	40人	H20*
7	大阪府立 東住吉高校	芸能文化科	40人	H5
8	兵庫県立 宝塚北高校	演劇科	40人	S60

※大阪市立咲くやこの花高校として演劇科設置。令和4年に府立移管された。

ふじのくに文化教育プログラム

(文化政策課)

1 要 旨

- ・将来の本県を担う子どもたちが、様々な文化芸術に触れることで、豊かな感性や創造性を養うため、第4期計画では「子どもが文化と出会う機会の充実」を重点施策として子ども向け事業を充実させた。
- ・結果、県事業だけでも年間約8.6万人（令和元年度）の子どもに対して実施してきたが、個別事業ごとに募集、実施することが多く、学校現場への周知が十分に図れず、実施校が偏るなど、まだ活用の余地がある。
- ・そこで、子ども向け事業の全てを1つのプログラムとして体系付け、学校に「ふじのくに文化教育プログラム」として提供する。教員に対して学校カリキュラムの多様な選択肢を示し、また、個人参加事業の児童・生徒の参加勧奨につなげることで、効率的に参加者を増やし、次代の本県の文化芸術を担う人材の育成を学校現場との連携を密にして推進する。

2 取組概要

- ・「ふじのくに文化教育プログラム」の各事業を詳しく紹介する冊子が令和4年度3月に完成し、以下の会議で配布・説明を行った。
県立学校・市立高等学校校長会（4月実施済）、私学協会理事長校長会（6/20予定）

3 令和5年度の取組

- ・「ふじのくに文化教育プログラム」冊子を増刷。令和5年度1学期中に県内の各学校へ1学年に1冊ずつ配布する。また、静岡県ホームページ内に専用ページを開設する。

プログラム冊子の配布	各県文化施設等が児童・生徒を対象に実施する文化芸術事業を掲載した冊子を作成し、県内の各学校へ配布
専用ページ	冊子に掲載された各文化芸術事業の詳細や最新の情報を掲載

4 子ども向け（幼・小・中・高校生）文化教育事業一覧

実施機関	事業名	事業の概要	参加者数(人)			
			R1	R2	R3	R4
文化政策課	子どもが文化と出会う機会創出事業	県内の小・中・高校等を訪問して音楽プログラム（県内プロオーケストラ等によるコンサート等）や、演劇プログラム（SPACによるワークショップ、部活動指導等）を実施	19,689	2,976	4,709	5,754
		県内の小・中学生を対象とした個人参加の体験・創造講座「ふじのくに子ども芸術大学」の実施 ・国内外の第一線で活躍するアーティストを講師とした特別講座 ・地域のアーティストによる地元での体験型講座（公募型講座）	845	138	257	656
	ふじのくに芸術祭伊豆文学賞	各種公募展・コンクール（例：美術、書道、文芸、高校生短歌他）	10,263	10,086	9,096	7,723
	演劇アカデミー	世界で活躍するプロを目指す高校生を指導（R2準備、R3開始）	—	—	15	15
県立美術館	中高生オペラ鑑賞教室事業	県内の中・高校に、県内オペラ団体所属歌手・ピアニストを派遣して、オペラ鑑賞機会を提供	1,002	中止	中止	1,826
		幼・小・中・高校生を対象とした教育普及プログラム。ねんど教室、えのぐ教室、出張美術講座等	3,561	258	270	607
ミュージアム ふじのくに地球環境史	ミュージアムキャラバン	県内小・中学校への出張展示を実施（40校程度）	10,986	11,830	11,638	6,945
	ミュージアム各種子ども向け教室	ふじのくに地球環境史ミュージアムによる各種子ども向け教室	17,006	13,653	12,051	11,869
遺産センター 富士山世界	出前講座	子ども向け出前講座	1,991	1,733	2,387	3,852
	クイズラリー	富士山に関する子ども向けクイズラリー	—	318	586	906
埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター体験授業・出前授業夏休み施設開放	出土文化財の展示、講座、体験学習プログラムなどの歴史学習を支援する活動 ・体験授業：センターで実施 ・出前授業：各学校で実施	1,295	1,006	1,839	2,453
グランシップ	グランシップ子どもアート体験！学校プログラム	小・中（特支含む）学校等を訪問して行うミニコンサート、伝統芸能教室	1,515	852	1,534	2,223
	グランシップ、子どもを対象とした各種鑑賞プラン	子どもたちを対象に、クラスや部活動単位で、グランシップ主催の各種公演を鑑賞	5,332	24	623	4,355
S P A C	S P A C 中高生舞台芸術鑑賞事業	県内中高生を対象とした学校単位の舞台芸術鑑賞事業（会場：静岡芸術劇場等）	10,232	15,164	6,213	10,032
	S P A C による子ども向け事業	SPACによる1日演劇学校、親子向けおはなし劇場等各種子ども向け事業	2,687	6,052	3,910	1,553
		合計人数	86,404	64,090	55,128	60,769

※参加者数はコロナの影響のない令和元年度との比較

(令和2～4年度まで、実施の可否、人数制限等コロナの影響あり)

キッズアートプロジェクトしづおか

(文化政策課)

1 要旨

静岡県の未来を担う子どもたちに、本物の芸術に触れる機会を提供するため、県内の美術館・博物館等が連携し、小学生専用の「ミュージアムパスポート」を製作し、小学校経由で県内の全小学生に配布する。

2 概要

事業名	Kids Art Project Shizuoka 「しづおか ミュージアムパスポート」発行（令和5年度）
対象	静岡県内 545 校（国・公・私立 491 校、特別支援学校 31 校、フリースクール 23 校） 小学1年から6年生 約 173,000 人
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・ミュージアムパスポートを製作、県内小学生約 173,000 人に配布・小学生がパスポートを持参すると、参加館 41 館の展覧会等を無料で鑑賞・各館オリジナルのスタンプをパスポートに押印した数に応じて、オリジナル記念品「オリジナル付箋」、「アートセット」、「タイルでコースター」を進呈
パスポート	<ul style="list-style-type: none">・パスポート事業も小学生・保護者に定着してきたため H29 年度からカバーをなくし表裏表紙を厚くしたものに仕様変更した。・パスポートは小学生の間有効・毎年参加館の新しい情報等冊子を更新
事業費	約 400 万円
主催・問い合わせ先	特定非営利活動法人「キッズアートプロジェクトしづおか」 駿府博物館内「キッズアートプロジェクトしづおか」事務局 TEL 054-284-3278 fax 054-284-3279
参加施設	県内の美術館・博物館等 41 館 【東部地区8館】三島市郷土資料館、ベルナール・ビュフェ美術館、佐野美術館、沼津市戸田造船郷土資料博物館、沼津市明治史料館、沼津市歴史民俗資料館、三嶋大社宝物館、ふじ・紙のアートミュージアム 【伊豆地区4館】伊豆の長八美術館、MOA 美術館、上原美術館、かんなみ仏の里美術館、 【中部地区13館】静岡県立美術館、駿府博物館、静岡市美術館、静岡市東海道広重美術館、静岡市立芹沢銢介美術館、フェルケール博物館、静岡市立登呂博物館、焼津市歴史民俗資料館、藤枝市郷土博物館・文学館、島田市博物館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、ふじのくに茶の都ミュージアム、静岡市歴史博物館 【西部地区16館】資生堂アートハウス、資生堂企業資料館、掛川市二の丸美術館、浜松市博物館、浜松市美術館、浜松市秋野不矩美術館、浜松市立賀茂真淵記念館、浜松市楽器博物館、浜松文芸館、ねむの木こども美術館、平野美術館、掛川市ステンドグラス美術館、磐田香りの博物館、掛川市吉岡彌生記念館、新居関所史料館、新居宿旅籠紀伊国屋資料館
協賛等	凸版印刷(株)／(公財)はごろも教育研究奨励会／(一社)静岡県信用金庫協会／(株)静岡新聞社／静岡放送(株)／静岡中央銀行／静岡銀行／スルガ銀行／清水銀行／鈴与(株)／(株)静岡新聞総合印刷／(公財)SBS静岡健康増進センター／静岡県信用農業協同組合連合会／(株)SBS情報システム／遠州鉄道(株)／(株)TOKAI ホールディングス／静岡県労働金庫／(株)SBSプロモーション／(株)SBS メディアビジョン／静岡県立美術館友の会
その他	平成 23・24 年度は静岡市内美術館 8 館でモデル事業を展開し、25 年度からは、参加館を県内全域 43 館に拡大し、県内すべての小学生が美術館・博物館の展覧会等を鑑賞できるよう事業拡大を図った。また、平成 26 年度からは運営体制を、特定非営利活動法人「キッズアートプロジェクトしづおか」に移行した。

3 令和5年度計画・実績

- (1) ミュージアムパスポートを製作、県内小学生全員に配布（令和5年4月配布済）
- (2) アートカード普及鑑賞教育支援としてのバス代サポート
- (3) キッズアート講座、ワークショップの開催
- (4) デジタル活用による芸術体験とリアルな鑑賞を結びつける取組 など

中学校武道必修化の経緯

(総合教育課)

1 概要

- 平成20年3月に改訂された中学校学習指導要領に、第1、第2学年の保健体育において武道が必修になることが明記され、平成24年度から完全実施された。
- それまで、中学校の保健体育では武道は学年ごとに選択だったが、この改訂により、男女共に、全ての中学生が第1、第2学年で武道を学ぶことになった。(第3学年は選択制を継続)

2 中学校武道必修化の経緯

時 期	内 容
平成17年2月	文部科学大臣から第3期中央教育審議会へ要請 <ul style="list-style-type: none">教員の資質・能力の向上や教育条件の整備等国の教育課程の基準全体の見直し検討（学習指導要領の改訂の検討）
平成18年2月	審議会経過報告 <ul style="list-style-type: none">学習指導要領改訂の基本的な考え方として、 「基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、自ら学び自ら考える力などの『生きる力』をはぐくむという現行学習指導要領のねらいは今後とも重要」 「両方を総合的に育成する手立てとして、言葉と体験などの学習や生活の基盤づくりを重視することが必要」
平成18年12月	教育基本法改正（60年ぶり） <ul style="list-style-type: none">伝統と文化の尊重を教育の目標として規定 「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」
平成20年1月	第4期中央教育審議会答申 <ul style="list-style-type: none">伝統や文化に関する教育の充実に関し、次のとおり指摘 「保健体育科では、武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化に、より一層触れることができるようにすることが重要」 (中学校保健体育関係)第1学年及び第2学年で、「体つくり運動」、「器械体操」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」及び知識に関する領域をすべて履修「武道」と「ダンス」については、これまで以上に安全の確保に留意とともに、必要な条件整備に努めるなどの取組が必要
平成20年3月	中学校学習指導要領改訂 <ul style="list-style-type: none">第1、第2学年で、武道が必修化 (第3学年は選択制を継続)武道が「伝統と文化を尊重」と謳う改正教育基本法の教育の目標を実現する役割を担うことになった。

(総合教育課)

第2章 保健体育科の目標及び内容 第2節 各分野の目標及び内容

[体育分野] 2 内容

F 武道

[第1学年及び第2学年]

武道は、武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて、基本動作や基本となる技を身に付け、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって、勝敗を競い合い互いに高め合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動である。また、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する対人的な技能を基にした運動である。

武道は、中学校で初めて学習する内容であるため、基本動作と基本となる技を確実に身に付け、それらを用いて、相手の動きの変化に対応した攻防を展開することができるようになることが求められる。

したがって、第1学年及び第2学年では、技ができる楽しさや喜びを味わい、武道の特性や成り立ち、技の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて簡易な攻防を展開することができるようになる。その際、攻防などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えることができるようになることが大切である。また、武道の学習に積極的に取り組み、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすることや一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとすることなどに意欲をもち、禁じ技を用いないなど健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

(中略)

また、武道においては「礼に始まり礼に終わる」といわれるよう、「礼法」を重視していること、「礼」を重んじ、その形式にしたがうことは、自分を律するとともに相手を尊重する態度を形に表すことであることを、技の習得と関連付けて指導することが大切である。

(後略)

[第3学年]

第1学年及び第2学年の基本動作や基本となる技を用いて簡易な攻防を展開することをねらいとした学習を受けて、第3学年では、基本動作や基本となる技を用いて攻防を展開することを学習のねらいとしている。

したがって、第3学年では、技を高め勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、伝統的な考え方、技の名称や見取り稽古の仕方、体力の高め方などを理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて攻防を展開することができるようになる。その際、攻防などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えることができるようになることが大切である。また、武道の学習に自主的に取り組み、相手を尊重し、武道の伝統的な行動の仕方を大切にすることや一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとすることなどに意欲をもち、健康や安全を確保することができるようにすることができるようになることが大切である。(後略)

※ 下線は総合教育課で付加

実技指導者派遣事業（武道）

(健康体育課)

1 事業の目的

中学校武道必修化を踏まえ、武道の専門的な技術及び知識を有する地域の指導者等を中学校へ派遣し、武道等の指導の充実を図る。

2 事業概要（令和5年度予算1,460千円、令和4年度予算1,460千円）

（1）令和5年度事業計画

中学校及び特別支援学校30校に指導協力者を派遣予定

（2）令和4年度事業実績

ア 学校体育実技指導協力者派遣

武道種目	派遣校（派遣時間）				
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
柔道	片浜中(22) +空手道 (5) 岡部中(18) +少林寺 (2)	賀茂中(18) +相撲 (2) 岡部中(14) +少林寺 (2)	実施なし	実施なし	湖西中(16) +相撲 (2) +合気道 (2) 新居中(6) +少林寺拳法 (2)
剣道	初島中(6) +弓道 (2) 向陽中(18) +空手道 (2)	初島中(3) +空手道 (2) 中郷西中 (20) +合気道 (2)	初島中(6) +弓道 (2)	初島中(6) +弓道 (2) 中郷西中 (36) +少林寺拳法 (2)	初島中(6) +なぎなた (2) 泉中(15) +空手道 (1) 白須賀中(12) +銃剣道 (1)
弓道	静岡聴覚(8)	静岡聴覚(8)	静岡聴覚(6)	実施なし	静岡聴覚(5)

イ 体験教室

伊豆市立天城中学校 合 気 道 2時間実施

三島市立中郷中学校 合 気 道 1時間実施

3 成果・課題

各武道団体から派遣される協力者の指導では、安全な指導法や魅力ある指導内容、指導技術の伝達等により、教員の指導力向上につながるとともに、より詳細な内容を生徒に指導することができたため、生徒の技能や興味関心の向上につながった。

普段学校で扱うことが少ない、弓道、少林寺拳法、合気道、空手道、相撲、なぎなた、銃剣道の7種目の武道について体験授業を実施することでそれぞれの技術や礼儀の違いを知り、日本の伝統文化に关心を持つ生徒の増加を図った。

武道認定事業等

(健康体育課)

1 事業の目的

中学校及び高等学校の体育担当教員等に対し、講習会を実施し武道実技指導の向上を図る。

2 事業概要

- (1) 事業費 令和5年度当初予算額 179千円 (子供の体力向上推進事業)
令和4年度当初予算額 177千円 (同)
- (2) 概要 事業内容は令和4年度と同様。日程については、令和4年度から従来の4日間を3日間に変更して実施。

3 令和4年度事業実績

- (1) 事業費 令和4年度当初予算額 177千円 (子供の体力向上推進事業)
(2) 実績
(ア) 学校体育実技（武道）認定講習会の実施 <8月17日～19日：3日間>
(イ) 参加者：中学校・高等学校教員
(ウ) 会場：静岡県武道館
(エ) 講習内容：理論及び実技（午前）、実技及び研究競技（午後）
(オ) 種目：剣道（柔道と剣道を隔年で実施する。）

	武道種目	中学校参加教員	高等学校参加教員	特別支援学校教員
平成29年度	柔道	9人	7人	2人
平成30年度	剣道	3人	1人	0人
令和元年度	柔道	4人	4人	0人
令和2年度	新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から中止。			
令和3年度	新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から中止。			
令和4年度	剣道	7人	3人	0人

(カ)教科体育における武道の選択状況（4年度）中学校は公立（市町立、県立）のみ ()内は%

	柔道のみ	剣道のみ	相撲のみ	柔・剣道	柔・相撲	柔道・剣道・相撲	計
中学校	123 (74.1)	35 (21.1)	2 (1.2)	1 (0.6)	1 (0.6)	0 (0.0)	162
高等学校	31 (33.3)	3 (3.2)	0 (0.0)	1 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	35
定時制	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0

高等学校における武道実施率は全日制 37.6% (35/93 校)、定時制 0.0% (0/21 校)、

下段は定時制

(キ)体育科教員武道有段者内訳（4年度）中学校は公立（市町立、県立）のみ

	柔道（初段以上）	剣道（初段以上）
中学校	160	37
高等学校	243	32

4 成果

中学校武道必修化により、保健体育科教員及び部活動顧問等には認定講習会を通して個人技術の向上とともに、指導技術の向上や安全に対する知識を習得する機会となっている。

特別支援教育の実施

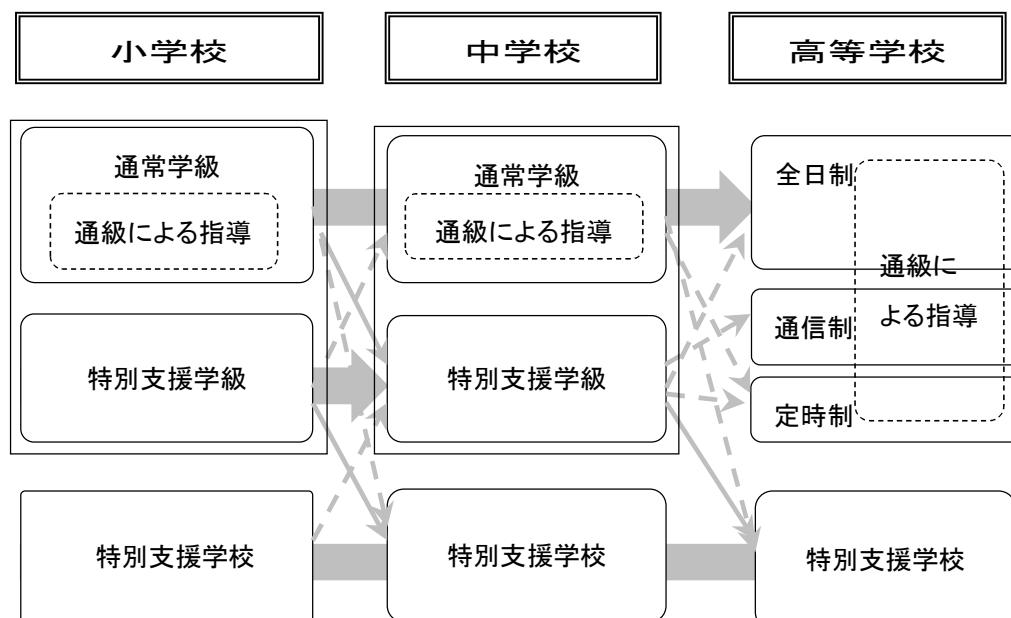
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

1 特別支援教育の理念

- ・「特別支援教育」は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校で実施される。
- ・学校教育法の改正により、平成19年4月1日から開始された。
- ・特別支援教育は、文部科学省の通知において「障害のある幼児児童生徒への教育に留まらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持つ」とうたわれている。

2 実施形態

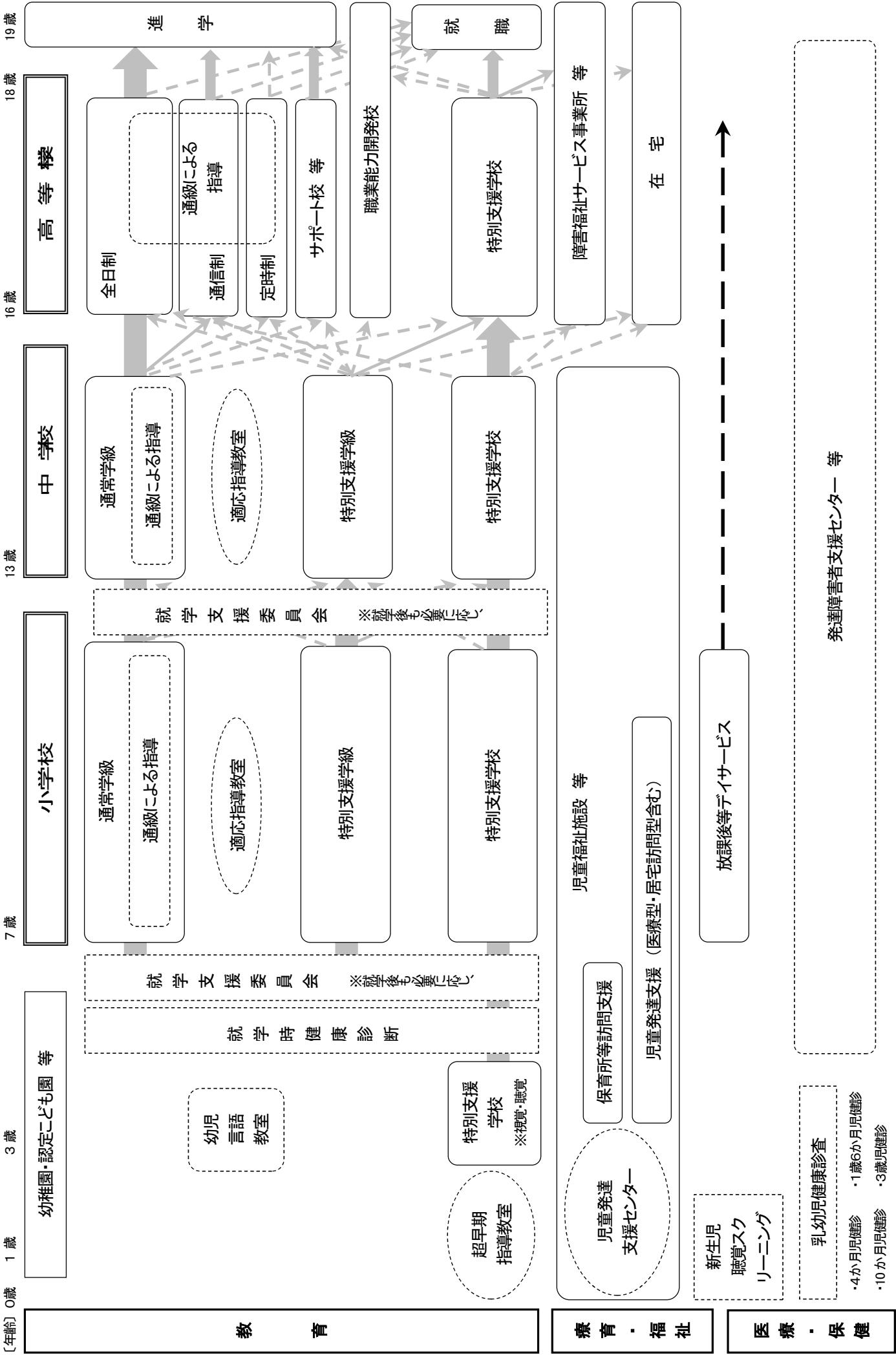
インクルーシブ教育システムの理念に基づき、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、その時点で一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みの構築を目指す。通常の学級での指導をはじめ、「特別支援学校」や「特別支援学級」、通級による指導など、様々な形で実施されている。



特別支援教育における教育形態

	特別支援学校	特別支援学級	通級指導教室
概要	障害児を対象とした学校。 幼稚園、小・中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、学習上・生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする	幼稚園、小・中学校、高校等において、障害による学習上・生活上の困難を克服するための教育を行うため、必要に応じて特別に編制された少人数の学級	通常の学級に在籍し、各教科等の指導を受けながら、一定時間障害の状態に応じた特別な指導を受けることができる教室
対象者 右の障害がある又は状態あるため、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒	①視覚障害、②聴覚障害、③知的障害、④肢体不自由、⑤病弱 ・複数の障害があつたり、医療的ケア(経管栄養、痰の吸引、導尿、気管カニューレの管理、酸素吸入)を必要とする児童生徒もいる	①視覚障害(弱視)、②聴覚障害(難聴)、③知的障害、④肢体不自由、⑤病弱及び身体虚弱、⑥言語障害、⑦自閉症・情緒障害	①視覚障害(弱視)、②聴覚障害(難聴)、③肢体不自由、④病弱及び身体虚弱、⑤言語障害、⑥自閉症・情緒障害、⑦学習障害、⑧注意欠陥多動性障害
設置場所	・独立した学校(本校)に幼稚部(本県は視覚・聴覚に設置)・小学部・中学部・高等部が設置される ・県立高校や市立小学校に併置された分校もある	・幼稚園、小・中学校、高校等の中に設置される ・本県では、市町立小・中学校に設置(高校への設置はなし)	・学校や教育センター等の中に設置された教室 ・自身が在籍する学校内の教室に通う場合(自校通級)と、他校の教室に通う場合(他校通級)がある ・本県では、市町立の小・中学校や教育センター等と県立高校、特別支援学校(聴覚)に設置
設置者	・都道府県(設置義務)及び市町村・学校法人(設置できる) ・本県では県と国立大学法人、学校法人	・幼稚園、小・中学校、高校等の設置者 ・本県では市町(小・中学校) ただし、設置がない市町もある	・小・中学校、高校、特別支援学校等の設置者 ・本県では県(高校・特支)と市町(小・中学校) ただし、設置がない市町もある
教員等配置	在籍人数により国から配当がある。 ・幼稚部:5人/1学級 ・小・中学部単一障害学級:6人/1学級 ・高等部単一障害学級 視覚・聴覚特別支援学校:8人/1学級 知的・肢体不自由・病弱特別支援学校:9人/1学級 ・重複障害学級、訪問教育:3人/1学級 ・医療的ケア対象の児童生徒のための看護師を配置。 ・令和元年度の教員採用試験より、看護師免許を有する者を自立活動教諭として採用し、配置(藤枝、中央、西部、東部特支)	在籍人数により国から配当がある。 ・1学級8人(1人で1学級開設の学校もあり) ・自閉症情緒障害の多人数学級(7,8人)及び知的障害の多人数学級(8人)を有する学校に、県から週20時間の非常勤講師を配置	在籍人数により国から配当がある。H29から10年間で加配定数から基礎定数化に移行中 ・基礎定数:該当児童生徒13人に1人 ・加配定数:H28の加配定数から毎年1割減
卒業後の進路	・中学部卒業後は、特別支援学校高等部、高校(全日制・定時制・通信制)など ・高等部卒業後は、就職、福祉施設、進学(大学、専修学校等)など	中学校卒業後は、特別支援学校高等部、高校(全日制・定時制・通信制)、職業訓練校、専修学校等、就職など	

【特別な支援を必要とする子供に関する教育・福祉等の流れ図】



特別支援学級及び通級指導教室の設置校数・学級数・児童生徒数

(特別支援教育課)

1 特別支援学級 ※政令市学校を含む。 (令和5年5月1日現在)

区分	設置学校数			学級数			児童生徒数		
	小	中	計	小	中	計	小	中	計
知的障害	337	194	531	625	329	954	3,495	1,693	5,188
肢体不自由	15	4	19	15	4	19	41	6	47
弱視	0	1	1	0	1	1	0	1	1
難聴	2	2	4	2	2	4	2	2	4
自閉症・情緒障害	278	151	429	500	219	719	2,747	1,039	3,786
病虚弱	1	1	2	1	1	2	3	3	6
合計	延べ	633	353	986	1,143	556	1,699	6,288	2,744
	実数	356	201	557					9,032

2 通級指導教室 ※政令市学校を含む。

区分	設置学校数			児童生徒数		
	小	中	計	小	中	計
言語障害	44	0	44	1,120	0	1,120
弱視	0	0	0	0	0	0
難聴	1	0	1	46	15	61
肢体不自由	0	0	0	0	0	0
LD・ADHD等	169	71	240	1,904	652	2,556
情緒	10	5	15	15	8	23
合計	延べ	224	76	300	3,085	675
	実数	93	30	123		
						3,760

3 聴覚特別支援学校での通級指導教室 ※国立、私立在籍児童生徒を含む。

区分	設置学校	児童生徒数			
		小	中	計	
難聴	沼津聴覚	本校	18	8	26
		松崎教室	0	1	1
		中伊豆教室	0	0	0
		沼津計	18	9	27
難聴	静岡聴覚	本校	18	3	21
		島田教室	2	0	2
		牧之原教室	6	3	9
		静岡計	26	6	32
	浜松聴覚 (本校)	浜松計	12	4	16
	合計	56	19	75	H13.4 開設
					H14.4 開設
					H16.4 開設
					H17.4 開設
					H17.4 開設(～H28川根教室)
					H25.4 開設
					H17.4 開設

特別支援学校（知的障害、肢体不自由、病弱）高等部の設置と現状

(特別支援教育課)

1 特別支援学校高等部の目的

知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。（学校教育法第72条より）

2 高等部の対象となる生徒

（1）知的障害

特別支援学校中学部又は中学校卒業見込みの者、あるいは卒業した者のうち、知的障害を主たる障害とするもの

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

知的発達の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

（2）肢体不自由

特別支援学校中学部又は中学校卒業見込みの者、あるいは卒業した者のうち、肢体不自由を主たる障害とするもの

肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの

肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

（3）病虚弱

特別支援学校中学部又は中学校卒業見込みの者、あるいは卒業した者のうち、下記のいずれかに該当し、独立行政法人国立病院機構天竜病院において医療又は生活規制を必要とするもの

慢性の呼吸器疾患、肝臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの

身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

3 設置状況及び生徒数（令和5年5月1日現在（訪問教育を含む））

	学校名	設置年度	令和5年度定員				令和5年度生徒数			
			1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
知的 障害	御殿場	平12	24	33	36	93	21	29	29	79
	伊豆の国	令3	21	21	30	72	18	19	23	60
	沼津	昭56	30	39	39	108	28	31	28	87
	伊豆田方分校	平21	18	18	18	54	11	14	11	36
	愛鷹分校	平25	18	18	18	54	17	17	17	51
	富士	平3	45	45	54	144	41	40	47	128
	富士宮分校	平23	27	27	27	81	18	26	21	65
	富士東分校	令5	18			18	15			15
	清水	平22	30	48	39	117	27	44	38	109
	静岡北	昭49	48	93	48	189	49	82	43	174
	南の丘分校	平16	27	18	18	63	17	18	18	53
	藤枝	昭62	51	51	57	159	44	44	47	135
	焼津分校	平25	18	18	18	54	18	18	15	51
	吉田	平27	33	33	36	102	26	27	22	75
	掛川	平27	24	33	33	90	17	23	29	69
	御前崎分校	平18	18	18	18	54	12	11	17	40
	袋井	平3	51	42	45	138	35	38	41	114
	磐田見付分校	平22	18	18	18	54	18	12	14	44
	浜松	昭56	57	48	48	153	45	34	40	119
	城北分校	平23	18	18	18	54	17	19	17	53
	浜松みをつくし	令3	48	48	30	126	38	47	30	115
	浜名	平9	18	33	27	78	15	22	15	52
	浜北	平21	33	42	36	111	29	33	28	90
	伊豆松崎分校	平23	9	9	9	27	4	7	6	17
	伊豆高原分校	平14	24	21	15	60	15	14	10	39
計			726	792	735	2,253	595	669	606	1,870
肢体 不 自 由	東部	昭58	24	21	18	63	11	12	9	32
	中央	昭45	30	30	30	90	20	20	19	59
	西部	昭58	18	24	21	63	8	16	9	33
	計		72	75	69	216	39	48	37	124
病	天竜	昭55	12	18	12	42	12	12	7	31
合計			810	885	816	2,511	646	729	650	2,025

総合教育センターの特別支援教育

(総合教育センター)

1 目的

特別支援教育に関する調査研究及び教職員の専門性向上のための研修運営、情報発信等による支援を行い、その推進を図る。

2 研修

(1) 令和5年度研修計画

研修名	目標	対象	定員
障害のある子どもの保護者支援 —基礎的理解から支援の実際へ—	①障害のある子どもの保護者への支援の在り方にについて理解を深める。 ②障害のある子どもの保護者を支援するための具体的な方法を理解する。 ③得られた知識・技能を基に、保護者支援に役立てようとする意欲を高める。	幼小中高特	100
子どもの困難さへのアプローチ —発達を支える指導の充実—	①困難さのある子どもの特性への理解を深める。 ②困難さのある子どもへの具体的な指導・支援について理解する。 ③得られた知識・技能や気付きを基に、教育実践に生かそうとする意欲を高める。	幼小中高特	125
知的障害のある子どもの国語・算数(数学)	①学習指導要領に基づいた知的障害のある子どもの教科指導について理解を深める。 ②各教科の段階の目標等について理解し、授業づくりへの見通しを持つ。 ③知的障害のある子どもの国語・算数(数学)における基本的な知識・技能を修得し、授業づくりへの意欲を高める。	小中特	125
重度知的障害のある子どもの理解と指導	①重度知的障害の子どものアセスメントの概要について理解する。 ②重度知的障害の子どもの具体的な指導内容や方法を知り、実践へ生かす見通しをもつ。 ③障害に応じた指導について、実践に役立てようとする意欲を高める。	特	70
特別支援教育における1人1台端末を活用した学びの充実	①特別な支援を必要とする子どもの1人1台端末の活用について基本的な考え方や方法を理解する。 ②子どもの実態に応じた1人1台端末活用について内容や方法を知り、実践への意欲を高める。	幼小中高特	100

(2) 令和4年度研修実績

研修名	目標	対象	参加
障害のある子どもの保護者支援 —基礎的理解から支援の実際へ—	①障害のある子どもの保護者への支援の在り方にについて理解を深める。 ②障害のある子どもの保護者を支援するための具体的な方法を理解する。 ③得られた知識・技能を基に、保護者支援に役立てようとする意欲を高める。	幼小中高特	94
学習指導要領に基づく特別支援学校のキャリア教育 —先進的実践から学ぶ—	①学習指導要領に基づく特別支援学校のキャリア教育について理解を深める。 ②特別支援学校におけるキャリア教育を取り入れた教育内容や教育方法を知り、実践への意欲を高める。	幼小中高特	41

自立活動の指導計画作成と指導の基本	①新学習指導要領における自立活動の意義や指導の基本について理解を深める。 ②自立化都度の個別の指導計画作成と具体的な指導について理解する。 ③得られた知識・技能を個に応じた指導に生かそうとする意欲を高める。	幼小中高特	83
子どもの困難さへのアプローチ —発達を支える指導の充実—	①困難さのある子どもの特性への理解を深める。 ②困難さのある子どもへの具体的な指導・支援について理解する。 ③得られた知識・技能や気付きを基に、教育実践に生かそうとする意欲を高める。	幼小中高特	94
学習指導要領に基づく各教科等を合わせた指導	①学習指導要領に基づく、各教科等を合わせた指導について理解する。 ②得られた知識を基に、各教科等を合わせた指導の授業づくりへ生かそうとする意欲を高める。	小中特	81
知的障害のある子どもの国語・算数(数学)	①学習指導要領に基づいた知的障害のある子どもの教科指導について理解を深める。 ②各教科の段階の目標等について理解し、授業づくりへの見通しを持つ。 ③知的障害のある子どもの国語・算数(数学)における基本的な知識・技能を修得し、授業づくりへの意欲を高める。	小中特	95

3 調査・研究業務

特別支援学校における教育の充実に向け、特に若手教員を中心に授業づくり等に活用できるよう、また、訪問指導及び研修業務に生かすことができる実践的研究を行う。

	令和4年度実績	令和5年度計画
研究テーマ	<p>[研究主題] 「特別支援学校における子どもの資質・能力の育成に向けた取組に関する研究－ICTを活用した学びの充実－」</p> <p>[実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内の特別支援学校が、授業の充実を目指したICT活用に向けてどのように取り組んでいるのかを調査し、現状を把握した。 ○調査結果を分析し、特別支援学校における端末活用のポイントを示した動画資料とICT活用例の資料を作成し、公開した。 	<p>[研究主題] 「特別支援学校における子どもの資質・能力の育成に向けた取組に関する研究－子どもの自立と者会参加に向けた1人1台端末の活用－」</p> <p>[当該年度の目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前年度公開した資料を定期訪問及び研修で周知・活用するとともに、各校の状況把握を継続する。 ○研究協力校からICT実践事例を収集し、具体的な実践事例資料を作成し、公開する。 これらを通して、子どもの資質・能力の育成に向けた効果的な活用を検討する。

4 情報収集・提供業務

特別支援教育に関する情報収集、ホームページ・リーフレットによる情報の提供、教材教具のデータベースの整備等を行い、特別支援教育に関する情報を広く発信する。

	令和4年度実績	令和5年度計画
情報収集	校内研究に関する調査 ・研究テーマの集約 ・新学習指導要領の内容に関する取組状況の集約	校内研究に関する調査 ・研究テーマの集約 ・学習指導要領の内容に関する取組状況の集約
情報提供	1 ホームページによる情報提供 ○授業改善に係る研究の成果の掲載 ○「授業づくりデータベース」の見直し ・学習指導案データベースへの追加 2 特別支援教育に関する研修や学校現場の取組について情報発信（Eジャーナル、教育新聞）	1 ホームページによる情報提供 ○授業改善に係る研究の成果の掲載 ○「授業づくりデータベース」の見直し ・学習指導案データベースへの追加 2 特別支援教育に関する研修や学校現場の取組について情報発信（Eジャーナル、教育新聞）

5 特別支援教育の推進のための学校等への支援

(1) 学校等支援研修

総5 「総合教育センターの学校等支援研修」に掲げられた派遣回数の内、特別支援教育に関する派遣は以下のとおり。

(令和5年3月末現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(ア) 延べ実施回数	7回	7回	10回
(イ) 主な支援内容	・学習指導に関すること ・生徒指導に関すること ・教職研修に関すること ・学校運営に関すること	・学習指導に関すること ・生徒指導に関すること ・教職研修に関すること ・学校運営に関すること	・学習指導に関すること ・生徒指導に関すること ・教職研修に関すること ・学校運営に関すること
(ウ) 実施例	・障害の理解と効果的指導方法に関する講義演習 ・授業参観及び授業研究会における指導助言 ・特別支援教育推進のための学校組織運営に関する指導助言		

(2) 高等学校支援課等定期訪問への同行

(令和5年3月末現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(ア) 延べ実施回数	0回	3回	3回
(イ) 主な支援内容	・発達障害の障害特性と効果的指導方法についての理解 ・ユニバーサルの視点での授業作りと生活作り ・特別支援教育推進のための校内体制モデル		
(ウ) 実施例	・高等学校支援課指導主事による教科等の専門性の視点からの指導助言 ・特別支援教育の視点からの指導助言		

特別支援学校のセンター的機能

(特別支援教育課)

1 特別支援学校のセンター的機能とは

- ①小・中学校等の教員への支援、②特別支援教育等に関する相談・情報提供、
- ③障害のある児童生徒等への指導・支援、④福祉、医療、労働関係等との連携・調整、⑤小・中学校等の教員に対する研修協力、⑥障害のある児童生徒等への施設設備等の提供（文部科学省ホームページより）

2 令和4年度教育相談及び研修支援等について

(1) 相談延べ件数

対象	幼児以下	小学生	中学生	高校生	市町教委等	その他	合計
件数	559	449	524	190	105	48	1,875

(2) 研修等支援の延べ件数

対象	幼児以下	小学校	中学校	高校	専門学校	その他	合計
件数	5	44	24	37	5	33	148

校種	教育相談の対象の傾向及び内容の一例
視覚	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児を中心に教育相談件数は多い・PDF版拡大図書提供、読書最適文字サイズの調査と選択、使いやすい文具やiPad等の紹介と使い方等、多岐に渡る相談あり・保護者相談では、育て方や関わり方、見え方や見えにくさ、就園・就学・進路のこと等が話題になる
聴覚	<ul style="list-style-type: none">・早期発見・早期対応が進んだので、幼児以下の相談増加・聴覚障害の理解・具体的な事例へのアドバイス・他校種特別支援学校への聴覚障害を併せもつ児童生徒の支援・地域の幼稚園・保育園・小中学校に難聴児が増加しており、今後、件数の増加の可能性大
知的・肢体、病弱	<ul style="list-style-type: none">・障害への理解・個別のケースについての相談（教員、保護者、本人）・就学・進学に関する保護者や担任からの相談がある・不登校対応の相談も散見される

3 センター的機能を活用した高等学校と特別支援学校との連携

(1) 目的

高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対して、適切な指導、必要な支援を行う校内体制を整備し特別支援教育の推進を図るために、特別支援学校は、高等学校の要請に応じて、必要な助言や援助を行う。

(2) 内容

ア 各地区でのネットワークづくり

地区ごとの高等学校（2～3）と連携する特別支援学校（1）で小グループを作り、相談及び研修の連携を行う。

イ 特別支援学校が行う相談支援、研修支援

(3) 特別支援学校と連携を行った高等学校の割合 (%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全日制	37.8(46.7)	22.2(27.8)	26.7(30.8)	44.4(57.7)
定時制	19.1(33.3)	33.3(38.1)	9.5(14.3)	33.3(47.6)

※ 高校教育課独自調査 9月1日現在 () 内は年度内の予定

医療的ケア児就学支援に係るモデル事業

(特別支援教育課)

1 事業目的

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の理念に沿い、医療的ケア児の就学支援と保護者の付添い負担の軽減に向け、教育委員会として新たな体制整備、制度検討をするためにモデル事業に取り組む。

2 事業概要

<学校体制による人工呼吸器管理モデル事業>

人工呼吸器を装着している児童生徒等の保護者付き添い負担を軽減するとともに児童生徒等の自立を促すため、学校体制により人工呼吸器管理を実施できるようにするための条件整理と体制整備を図る。

期間	令和4年度から5年度まで
対象校	中央特別支援学校（病院が隣接しており迅速な緊急時対応が可能）
対象児童生徒	人工呼吸器を装着している児童生徒1名※ (一定の自発呼吸が可能な児童生徒の中から抽出)
体制整備等	<ul style="list-style-type: none">・専任看護師1名の配置・看護師研修の実施（こども病院、呼吸器業者等と連携して実施）・対応ガイドラインの作成、体制の整備・人工呼吸器の付添い軽減のための検討委員会開催（年3回）

※ 県内的人工呼吸器を装着している児童生徒等数（令和5年5月現在）⇒12人（6校）

<医療的ケア児就学支援事業の概要>

期間	令和5年度以降	
対象校	県立学校に通学する児童生徒	
対象生徒	在校時支援 人工呼吸器管理等、学校看護師では対応が困難な医療的ケアのある者	通学時支援 医療的ケアが必要なため、スクールバスに乗車できないもののうち、一定の条件を満たす者（＊）
実施主体	県（県教育委員会）	
実施者	<医療的ケア> 訪問看護等事業者（在校時及び通学時） <送迎> 介護タクシー等事業者（通学時）	
費用負担	保護者の負担なし *送迎に係る車両代は就学奨励費で対応	
利用回数	事業者と相談（県としての制限はしない）	

*通学支援対象者：医療的ケアのためスクールバスに乗車できない者のうち、以下①もしくは②に該当し、協力を得られる訪問看護等事業者のある者 ①付添い可能な保護者等が一人しかおらず、その保護者に入院やケガ等により付添不可能な事情が生じた場合 ②その他、校長が保護者の付添いが困難と判断した場合（通学手段として自家用車が使用できず、かつ公共交通機関等で通学することの負担が大きいと医師が判断）

インクルーシブ教育システムに基づく「共生・共育」の推進

(特別支援教育課)

1 基本的な考え方

(1) インクルーシブ教育システムの考え方

- ・可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組み（小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」）を整備することが重要
- ・その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくことが必要

（H24.7 文科省中教審分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」より）

(2) 特別支援教育の考え方

- ・障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- ・特別支援教育は、特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の障害により特別な支援を必要とする子供たちが在籍する全ての学校において実施されるもの。

（H19.4 文科省局長通知「特別支援教育の推進について」より）

インクルーシブ教育システムにおいては、「可能な限り同じ場で共に学ぶ」と「教育的ニーズに的確に応える指導の提供」の両側面から推進していくことが必要

2 静岡県が目指す「共生・共育」の在り方

「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について—共生・共育を目指して—（平成28年4月）」を策定

(1) 基本的な考え方

- ・「共生・共育」に向けた特別支援教育を推進し、社会全体に広げていくことで、「共生社会」の形成を目指す
- ・「共生・共育」を実現するために、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた6つの視点から、各学校段階の支援を充実させる

<6つの視点>

- ①支援体制の整備、②多様な学びの場の環境整備、③個に応じた指導の充実、
④学校間の連携と「交流及び共同学習」、⑤関係機関の連携と外部人材の活用、
⑥専門性の向上

(2) 「共生・共育」が目指すもの

「心のユニバーサルデザイン」の視点に立ち、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、居住する地域社会の中で、共に生活し支え合い育つとともに、個に応じた適切な教育が受けられることを目指す

本県の「共生・共育」は、文部科学省が示している「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の基本的な考え方と合致しているものと考える。

「共生・共育」＝静岡版「インクルーシブ教育システム」

3 「共生・共育」の実現に向けた課題

- ・「共生・共育」の理念が一般的に周知しきれておらず、「インクルーシブ教育システムとは別の考え方」という認識を招いている可能性は否定できない
- ・「可能な限り共に学ぶ」ことを追求する意識が、本県の学校教育全体に浸透しているという状況ではない。このため、「学びの場」の決定において必要な、一人一人の障害の状態等の把握や「教育的ニーズ」の明確化が追求しつくされていない場合がある。

<「学びの場」の決定での必要事項>

「共生・共育」（インクルーシブ教育システム）に向けた就学先決定の仕組み

⇒ 障害の状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある子供の就学先を個別に判断・決定する。

<「教育的ニーズ」とは>

- ・ 子供一人一人の障害の状態や特性および心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要かを検討することで整理されるもの
- ・ 教育的ニーズを整理するための観点
 - ① 障害の状態等
 - ② 教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容
 - ③ 特別な指導内容

4 課題対応に向けた取組

- (1) 「共生・共育」（インクルーシブ教育システム）を推進するための縦断的な検討会の開催
 - ・学校3課を基本とし、必要に応じて教育委員会内の他課にも参加してもらいながら、共生社会を実現するための取組や「共生・共育」を推進していく方策について検討する。
- (2) 本県の「可能な限り共に学ぶ」の押さえについての協議
 - ・インクルーシブ教育推進ワーキンググループを開催し、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、各教育事務所、総合教育センターの担当者で協議する。
 - ・ワーキンググループで協議した内容について、特別支援教育推進会議や自立支援協議会学齢部会において、外部委員の意見等も踏まえ共生・共育の推進方法を検討をする。
 - ・特別支援教육体制整備研究協議会を開催し、教育と福祉の連携を図りながら、共生社会の実現に向けた取組を推進していく機会とする。
- (3) 教職員等関係者への静岡版「インクルーシブ教育システム」としての「共生・共育」に関する理念の周知
 - ・市町教育長会、市町就学指導担当者会等において、現状と課題を含め周知を図る。
 - ・特別支援教육体制整備事業において、市町教育委員会指導主事や福祉課担当職員、学校のコーディネーター等に対し、「共生・共育」やインクルーシブ教育システムの理念について説明したり、市町等の好事例等を紹介することで啓発を図る。
 - ・研究や協議の結果をもとに、インクルーシブ教育システムを踏まえたガイドライン等を作成する。

交流及び共同学習

(特別支援教育課)

平成29年5月に改定した「静岡県立特別支援学校における交流及び共同学習実施指針」に沿って実施している。

1 目的

- (1) 特別支援学校に在籍する児童生徒については、地域社会の中で生涯にわたって自信を持ってたくましく生きていく力を育てる。
- (2) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する児童生徒や地域の人々については、障害のある児童生徒への理解を深め、思いやりの気持ちを育む。
- (3) 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒双方については、共に触れ合う経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性や多様性を尊重する心を育む。
- (4) 障害の有無に関わらず地域の中で共に支え合い育つ共生社会の実現を目指すとともに、その担い手となる人材を育成する。

2 内容

(1) 学校間交流

特別支援学校の児童生徒と、所在地域の小学校等の児童生徒が、特別活動、総合的な学習の時間、各教科等の学習を共に行う。

(2) 地域交流

特別支援学校の児童生徒と、所在地域の住民等とが、学校行事や地域活動などを共に行う。

(3) 居住地域における「交流籍*」を活用した交流及び共同学習（令和元年度から全県実施）

特別支援学校小学部又は中学部に在籍する児童生徒は、児童生徒の居住地域にある小学校又は中学校に「交流籍」を置く。そして、「交流籍」を活用し、特別支援学校の児童生徒と、交流籍のある小学校又は中学校（「交流籍校」という。以下同じ。）の児童生徒が、特別活動、総合的な学習の時間、各教科等の学習を共に行う。

*「交流籍」…県立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小学校又は中学校に置く「副次的な籍」のこと。
なお、対象児童生徒の学籍は、特別支援学校に置く。

3 令和4年度実績

39校の特別支援学校が、118団体と学校の所在地域における交流及び共同学習を実施した。

また、特別支援学校に在籍する948人（令和3年度実績817人）の児童生徒が、自分の居住地域にある540校園において、交流及び共同学習を実施した。

＜居住地域における交流及び共同学習の取組状況＞

(人)

年度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4
実施人数	424	508	851	690	817 (287)	948 (184)
希望者数	—	500	880	882	956	1,110

* 平成29年度、平成30年度はモデル的取組、令和元年度より全県実施

* 令和3年度、4年度の（ ）内の数字は間接交流のみ実施した人数（内数）

小・中・高等学校の教室を活用した特別支援学校分校設置

(特別支援教育課)

1 趣旨

本県が「共生社会」を目指す上での施策の中心である「ユニバーサルデザイン」の視点に立ち、障害のある子どもも障害のない子どもも、居住する地域社会の中で共に生活し支え合い育つとともに、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うことを目指している。

2 設置の効果

- ・共生・共育の実践
- ・通学困難の解消
- ・特別支援学校本校の教室不足解消

3 これまでの分校設置状況

	分校名	設置学部	開校年月	事業費	設置場所等
1	東部特別支援学校伊東分校	小・中	平成 11 年 4 月	44,000 千円	伊東市立西小学校廃止に伴い、旧伊東市立旭小学校跡地に移転 (R 5. 9. 4)
-	静岡北特別支援学校清水分校	小・中	平成 13 年 4 月	128,000 千円	清水特別支援学校開校に伴い廃止 (H22. 3. 31))
2	静岡北特別支援学校南の丘分校	高	平成 16 年 4 月	25,000 千円	駿河総合高等学校 16 教室分(711 m ²)使用 (静岡南高等学校閉校に伴い移転(H25. 3. 31))
3	東部特別支援学校伊豆高原分校	高	平成 14 年 4 月 伊東分校・高等部 平成 18 年 4 月 (独立開校) 令和 5 年 4 月 (移転)	33,000 千円	伊豆伊東高等学校 12 教室分使用
4	掛川特別支援学校御前崎分校	高	平成 18 年 4 月	30,000 千円	池新田高等学校 特別教室 3 室、準備室 5 室分 (687 m ²)使用 (掛川特別支援学校開校に伴い本校付替(H27. 4. 1))
5	伊豆の国特別支援学校伊豆下田分校	小・中	平成 20 年 4 月	105,000 千円	下田市立下田小学校 4 教室分(536 m ²)使用
6	沼津特別支援学校伊豆田方分校	高	平成 21 年 4 月	45,737 千円	田方農業高等学校 3 教室、準備室 2 室、特別教室 1 室、屋外実習棟 1 室 (415 m ²)使用
7	袋井特別支援学校磐田見付分校	高	平成 22 年 4 月	161,819 千円	磐田北高等学校 旧付設幼稚園舎(689 m ²)改修
8	伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校	高	平成 23 年 4 月	85,059 千円	松崎高等学校 特別教室・準備室等 6.5 室分 (421.2 m ²)

9	富士特別支援学校 富士宮分校	高	平成 23 年 4 月	297, 678 千円	富士宮北高等学校の隣接地 新築(1, 205. 24 m ²)使用
10	浜松特別支援学校 城北分校	高	平成 23 年 4 月	257, 615 千円	浜松城北工業高等学校 自動車整備工場を解体し、実習 棟(自動車整備工場)機能を取り 込んだ校舎を新築 (1, 389 m ²)
11	沼津特別支援学校 愛鷹分校	高	平成 25 年 4 月	86, 120 千円	沼津城北高等学校 第3棟 13 室分(652. 05 m ²)使用
12	藤枝特別支援学校 焼津分校	高	平成 25 年 4 月	93, 000 千円	焼津水産高等学校 南館 7. 5 室分(568. 62 m ²)使用
13	富士特別支援学校 富士東分校	高	令和 5 年 4 月	135, 758 千円	富士東高等学校 普通教室棟 5 室分、更衣室棟 3 室分使用

子どもの居場所づくりに関する調査研究 報告書概要（一部抜粋）

こども家庭府検討委員会（令和5年3月）

居場所の現状と課題、及び提言

- 背景、居場所の位置づけ -



● 背景

社会の変化を踏まえた居場所づくりの必要性

- 地域のつながりの希薄化、少子化による子ども・若者同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、「子ども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。特に地方部では過疎化が進展し、地域の居場所づくりが課題。
- 今後、地域交流の場を新たに創出する、意図的に居場所をつくりだそうとする営み（居場所づくり）が求められる。

課題の複雑化・複合化、価値観の多様化に伴う居場所づくりの必要性

- 孤独・孤立への不安、児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめ、自殺する子ども・若者の増加等、子ども・若者を取り巻く課題は複雑かつ複合化しており、これら複雑な課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくり、誰も取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある。
- 価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様な居場所づくりが求められる。

● 居場所の位置づけ

家庭、学校を含め、子ども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが「居場所」となりえると整理

考察の対象とした居場所

- 共助又は公助により成り立っている居場所
 - 遊びや体験活動、オンライン空間なども含んだ居場所
 - 校内カフェなど、学校という「場」を活用して行われる居場所 など

考察の対象外とした居場所

- 家庭や、児童養護施設・里親など、保護者に代わって家庭と同様の養育環境を提供する場*
- 学校が行う教育活動*
- 営利活動としての塾やゲームセンター など

* 子ども・若者にとって、家庭や学校は、過ごしている時間の長さからも居場所として大きな位置を占めており、今回考察の対象とした居場所との連携や協働をどう図っていくかなど、更に検討が必要。

2

居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所づくりにおける理念と大切にしたい視点 -



● こども・若者の居場所づくりにおける理念

心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、子ども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる目指す。

* こども基本法及び、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針に定められている理念に沿って作成

● こども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点



- 居場所づくりにおいて重要なことは、**こども・若者の主体性の尊重**である。
- その場を居場所と感じるかどうか等は、本人が決めることがある。
- そうした観点から、**こども・若者の声（視点）**を軸に「居たい・行きたい・やってみたい」の3つの視点で整理した。* こども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。

“居たい”

- 居ることの意味を問われないこと
- 信頼できる人、味方になってくれる人がいること
- 過ごし方を選べること
- ありのまま、素のままでいられること
- 誰かとつながれること
- 気の合う人がいること
- 安心・安全な場であること
- くつろげる環境が整っていること
- 居たいだけ居られるうこと
- 助けてほしいときに、助けてくれる人がいること
- 誰かとコミュニケーションできること
- 話を聴いてくれること
- 別の目的をもった人がいても、同じ空間にいられること
- 一人で居ても気にならないこと

“行きたい”

- 自分で受け入れてくれる誰かがいること
- 身近にあること
- 気軽にかける、一人でも行けること
- お金がかからずに行けること
- 誰でも行けること
- 行ききっかけがあること(必要に応じて、こども・若者へアウトリーチで関わること)
- 自分と同じ境遇や立場の人がいること
- いつでも行けること(こども・若者自身が居場所に行く時間を選べること)

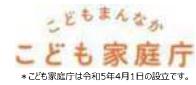
“やってみたい”

- いろんな人と会えること
- 好きなこと、やりたいことができる
- 自分の意見を言える、聴いてもらえること(自分の意見が反映されること)
- 一緒に学ぶ人、学びをサポートしてくれる人がいること
- いろんな機会があること(興味や希望に沿ったイベントがあること)
- 未来や進路を考えるきっかけがあること
- あこがれを抱ける人がいること
- 新しいことを学べること
- 自分の役割があること

3

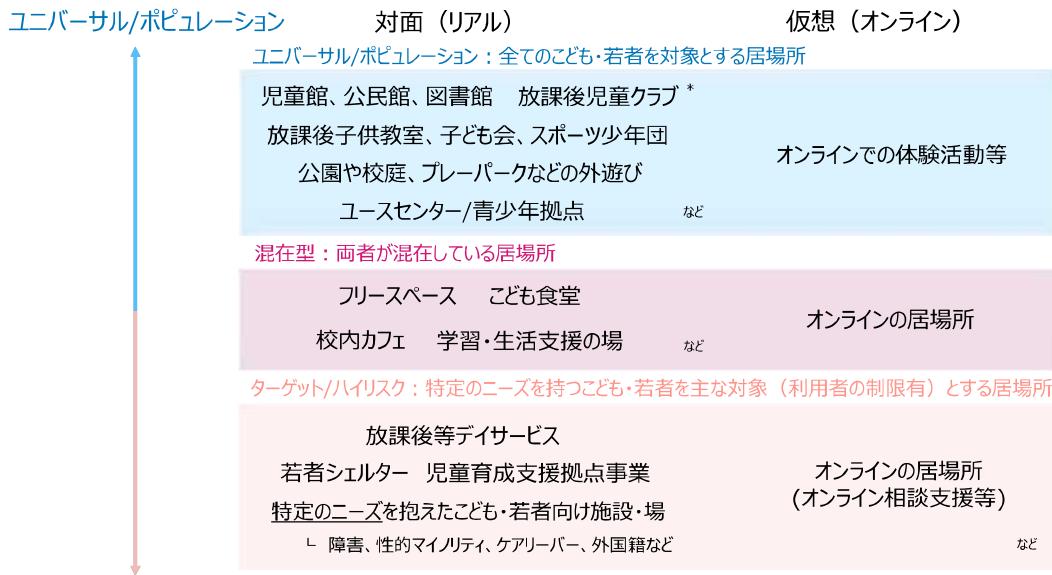
居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所の種類（分類） -



*こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。

下記の軸は、「対象」に基づき分類を試みたが、1つの居場所の中でも混在しており、濃淡がある。
重要なことは、さまざまなニーズや特性を持つこども・若者が、各々のニーズに応じた居場所を持つことである。

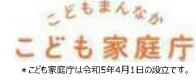


* 放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもを対象としており、その意味ではターゲットに分類できるが、約139万人（令和4年5月現在）の利用者という規模から考え、ポピュレーションに分類

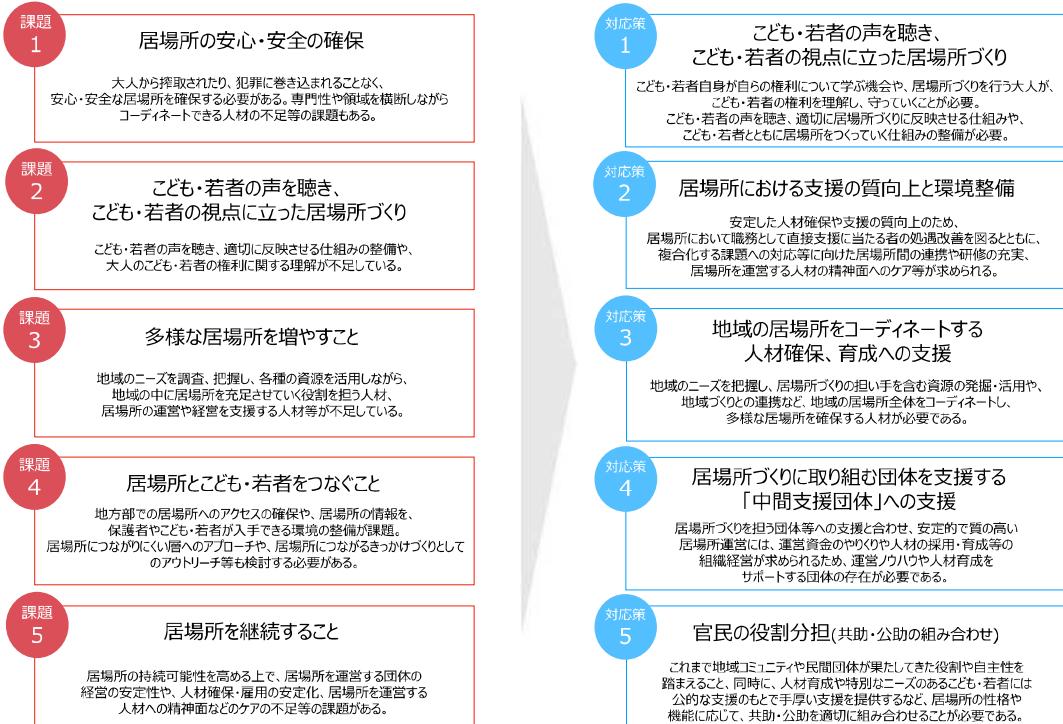
4

居場所の現状と課題、及び提言

-居場所に共通する課題と対応の方向性-



*こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。



5

『気づきカフェ』の設置

(高校教育課)

1 要旨

不登校の発生を未然に防止するため、校内に居場所カフェを設置し、悩みや課題を抱えながらも登校している生徒の問題や課題の早期発見・解決を図る。(令和4年度～)

2 設置の背景と目的・意義

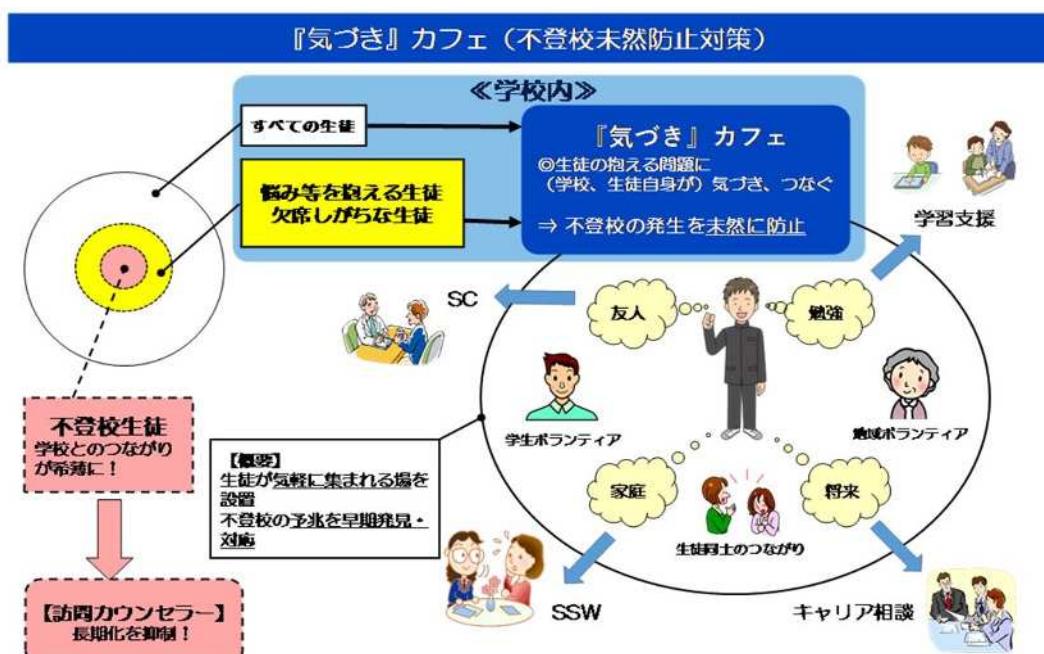
- ・小・中学校での不登校経験や友人関係の不安などの課題を抱える生徒が、教員に発信できず、学級内に物理的・精神的な居場所がないために孤立してしまう。
- ・学級では孤立しがちな生徒が登校継続しやすい環境の整備が必要である。
- ・教員ではないスタッフが、教員からは見えにくい生徒の悩みや課題を早期発見し、学校や外部機関との連携により課題を早期解決につなげる。

3 単位制・定時制高校選定の理由

- ・様々な課題を抱えた生徒が多く、不登校生徒の割合が高い学校であるため、未然防止対策の必要性が高い。
- ・単位制・定時制により日常的な生徒観察が限定される中で、生徒の状況把握の場として機能することが期待される。

4 令和5年度事業計画

- ・毎週水曜日 13 時半～16 時に静岡中央高校中央キャンパスで実施する。(年間 39 回)
- ・NPO 法人スタッフに加え、大学生や地域住民などの外部人材を配置し、スタッフとの会話を通じて生徒の課題や悩み等の情報を収集し、学校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、キャリアカウンセラー等の支援につなげる。
- ・必要に応じてキャリア相談や学習指導、講師を招いた各種講座やイベント等を開催する。
- ・三島長陵高校、浜松大平台高校の 2 校において、新規に実施する。静岡中央高校で実施した内容を基に、各学校の実情に応じた内容や実施方法等を検討した上で、実施する。



5 <参考1> 全国の取組状況

◎大阪府「校内居場所カフェ」

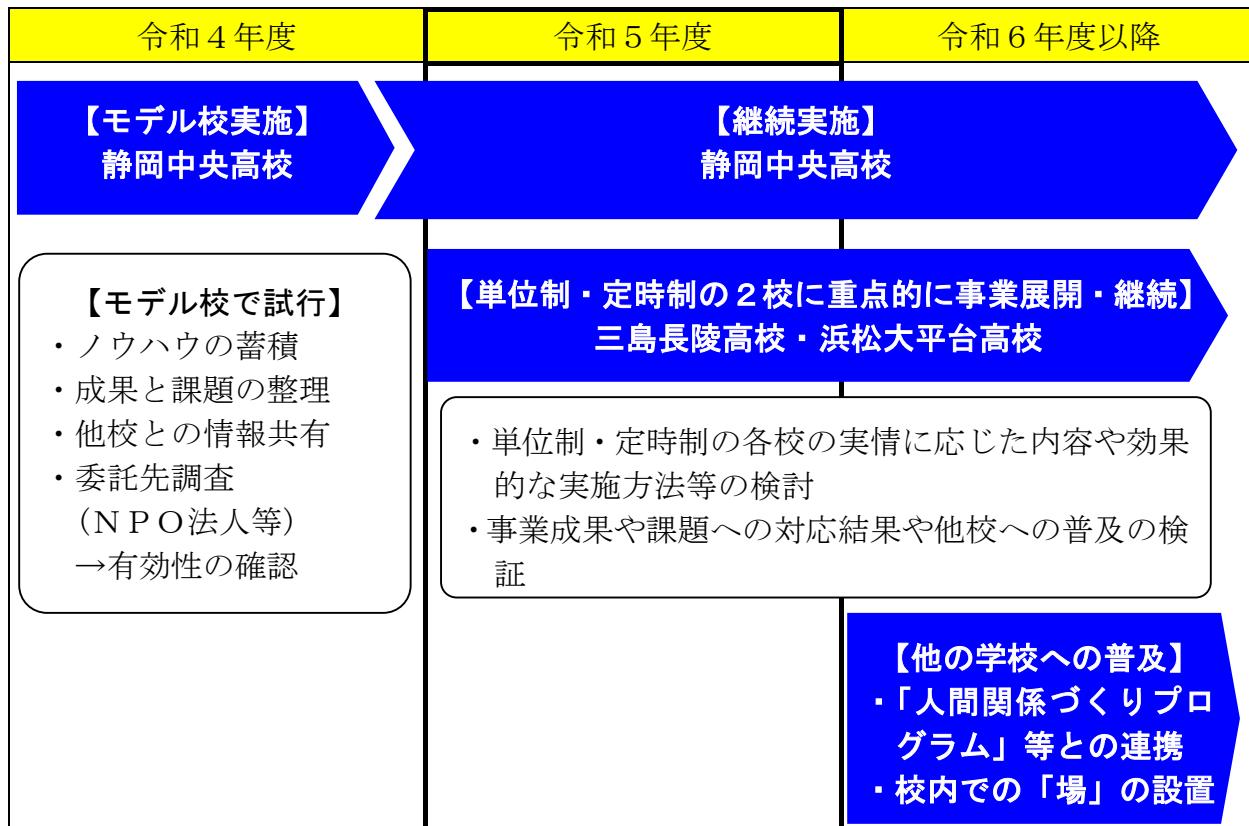
【概要】

- ・高校生の不登校・中退予防のために学校内にNPO団体が居場所（カフェ）を作る。
- ・生徒同士の人間関係を構築したり、NPO団体スタッフが悩み相談に応じたりしながら、外部機関と連携し課題の改善を図る。
- ・2012年に大阪府立西成高校で開始、2015年度には21校まで拡大。
- ・高校の空き教室等を利用して居場所（カフェ）を設置。週1～3回程度NPO団体のスタッフが常駐。
- ・休み時間や放課後に生徒が集まり、飲み物を飲んだり他の生徒やスタッフと日常会話を楽しんだり、クリスマス等のイベントを通じて交流を深める。

【成果等】

- ・課題を早期発見したり、友人関係を安定させたり、精神的に不安定な状況のときにスタッフや教員に自分で助けを求められるようになった。
- ・自尊感情や他者との信頼関係を回復し、高校を中退した生徒が復学した。
- ・高校の中退予防につながった（予防的アプローチとして機能）。
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携。
- ・学校運営に対する改善効果。

6 <参考2> 今後の事業展開（予定）



※単位制・定時制を設置する高校は、多様な課題を抱える生徒が多く、県内公立高校の不登校者数の大半を占めている

公的教育機関と民間施設等の連携推進事業

(義務教育課)

1 公的教育機関と民間施設等との連携推進事業

(1) 趣旨

「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日公布）に基づく文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年 10 月 25 日）」に示されたように、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるように、学校、教育委員会、教育支援センター等の公的教育機関（以下「公的教育機関」という。）と、フリースクール等の民間施設・団体（以下「民間施設等」という。）が積極的に連携を図っていくことが求められている。

そこで、不登校児童生徒のための居場所づくりを進める民間施設等と、公的教育機関との連携協力による支援が一層充実するよう連携推進を図る。

(2) 研究協議会

- ・学校をはじめとする公的教育機関と民間施設等との相互理解の推進に関する事項について協議する。
- ・学校をはじめとする公的教育機関と民間施設等との連携協力の在り方、及び具体的な連携協力の方策に関する事項について協議する。

ア 研究協議会委員は、次に掲げる者のうちから、県教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (ア) 学識経験者 | (イ) 民間施設等関係者 |
| (ウ) 教育支援センター関係者 | (エ) 市町教育委員会関係者 |
| (オ) 小・中学校代表者 | (カ) その他教育委員会が必要と認める者 |

イ 委員の任期は 1 年間とする。なお、再任は妨げない。

ウ 研究協議会に、委員長及び副委員長を各 1 名置く。

エ 委員長は、委員会の中から互選し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

オ 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

カ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

〈令和 5 年度の開催計画〉

第 1 回研究協議会 8 月 4 日（金）開催 障害者働く幸せ創出センター

第 2 回研究協議会 1 月下旬予定

(3) 連携協議会

- ・研究協議会が必要と認める事項について協議する。
- ・連携協議会は、市町教育委員会不登校施策担当指導主事等の学校等関係者、本会の基本理念に賛同する静岡県内に設置された民間施設等の代表者、その他県教育委員会が必要と認める者によって行う。

〈令和 5 年度の開催計画〉 第 1 回連携協議会 9 月 7 日（木）予定 県庁

2 教育支援センター（適応指導教室）（指定都市を含む）

- ・設置している自治体 29 市町+県(2)

※計 46 箇所（25 市町各 1、掛川市 2、磐田市 2、焼津市 2、浜松市 9、静岡市 3、県 2）

- ・設置していない自治体 6 町

3 不登校児童生徒が通う民間施設等（指定都市を含む）

指導要録上出席扱いとしている自治体 21 市町

特定の施設ではなく、校長の判断により指導要録上出席扱いとしている自治体 2 市

子どもの貧困対策

(子ども家庭課)

1 概 要

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(H26.1.17 施行、R元.6.19 改正) 及び「子供の貧困対策に関する大綱」(R元.11.29 閣議決定)に基づき、本県の子どもの貧困対策計画を令和2年3月に改訂した。

貧困の連鎖解消のため、計画に基づき施策を着実に推進する。

2 静岡県子どもの貧困対策計画

区 分	内 容								
策定方針	<ul style="list-style-type: none">・ふじさんっこ応援プラン【子ども・子育て支援事業支援計画・しづおか次世代育成プラン】と一体的に策定・現計画の評価、静岡県子どもの生活アンケート調査の結果及び令和元年11月に閣議決定された新たな国大綱を踏まえて施策等を見直し								
計画期間	令和2年度～令和6年度（5年間）								
	ふじさんっこ応援プラン 第4章 施策の推進 第3 すべての子どもが大切にされる社会の実現 2 子どもの貧困対策の充実								
計画の体系	<table border="1"><tbody><tr><td>(1) 教育の支援</td><td><ul style="list-style-type: none">○家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、教育の機会均等を図る。<ul style="list-style-type: none">・「学校」を窓口にした学習と生活の支援・地域における学習支援・就学支援・幼児教育の負担軽減と義務教育への連携</td></tr><tr><td>(2) 生活の安定に資するための支援</td><td><ul style="list-style-type: none">○困難を抱える子育て家庭を孤立させることなく支援につなげ、親子の生活の安定を図る。<ul style="list-style-type: none">・支援が必要な子どもをつなぐ体制づくり・子どもの居場所づくり・保護者の生活支援・親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援・子どもの就労支援・その他の生活支援</td></tr><tr><td>(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援</td><td><ul style="list-style-type: none">○保護者の就労に伴う所得の増大と職業生活の安定・向上を図る。<ul style="list-style-type: none">・保護者に対するきめ細かな就労支援・育児と仕事が両立できる環境の整備</td></tr><tr><td>(4) 経済的支援</td><td><ul style="list-style-type: none">○生活に困窮している家庭を経済的に支え、子どもの適切な養育に必要な経済的基盤を確保する。<ul style="list-style-type: none">・生活に困窮している世帯への経済的支援・医療費負担への経済的支援</td></tr></tbody></table>	(1) 教育の支援	<ul style="list-style-type: none">○家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、教育の機会均等を図る。<ul style="list-style-type: none">・「学校」を窓口にした学習と生活の支援・地域における学習支援・就学支援・幼児教育の負担軽減と義務教育への連携	(2) 生活の安定に資するための支援	<ul style="list-style-type: none">○困難を抱える子育て家庭を孤立させることなく支援につなげ、親子の生活の安定を図る。<ul style="list-style-type: none">・支援が必要な子どもをつなぐ体制づくり・子どもの居場所づくり・保護者の生活支援・親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援・子どもの就労支援・その他の生活支援	(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援	<ul style="list-style-type: none">○保護者の就労に伴う所得の増大と職業生活の安定・向上を図る。<ul style="list-style-type: none">・保護者に対するきめ細かな就労支援・育児と仕事が両立できる環境の整備	(4) 経済的支援	<ul style="list-style-type: none">○生活に困窮している家庭を経済的に支え、子どもの適切な養育に必要な経済的基盤を確保する。<ul style="list-style-type: none">・生活に困窮している世帯への経済的支援・医療費負担への経済的支援
(1) 教育の支援	<ul style="list-style-type: none">○家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、教育の機会均等を図る。<ul style="list-style-type: none">・「学校」を窓口にした学習と生活の支援・地域における学習支援・就学支援・幼児教育の負担軽減と義務教育への連携								
(2) 生活の安定に資するための支援	<ul style="list-style-type: none">○困難を抱える子育て家庭を孤立させることなく支援につなげ、親子の生活の安定を図る。<ul style="list-style-type: none">・支援が必要な子どもをつなぐ体制づくり・子どもの居場所づくり・保護者の生活支援・親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援・子どもの就労支援・その他の生活支援								
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援	<ul style="list-style-type: none">○保護者の就労に伴う所得の増大と職業生活の安定・向上を図る。<ul style="list-style-type: none">・保護者に対するきめ細かな就労支援・育児と仕事が両立できる環境の整備								
(4) 経済的支援	<ul style="list-style-type: none">○生活に困窮している家庭を経済的に支え、子どもの適切な養育に必要な経済的基盤を確保する。<ul style="list-style-type: none">・生活に困窮している世帯への経済的支援・医療費負担への経済的支援								

区分	内 容		
数値目標	成果指標	現状値	目標値
	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	90.1% (H30)	98.5%
	子どもの居場所の数	381 か所 (R1)	502 か所
	母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率	44.2% (H30)	55%
	養育費の決めをした人の割合	65.4% (H30)	70%
	活動指標	現状値	目標値
	スクールソーシャルワーカー配置人数	44 人 (R1)	50 人
	生活困窮世帯の子どもの学習支援実施市町数	29 市町 (H30)	全市町
	子どもの居場所づくりセミナー参加者数	107 人 (R1)	150 人
母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数	604 件 (H30)	850 件	
養育費等に関する相談の利用者数	121 人 (H30)	140 人	

3 計画の指標の実績及び評価

(1) 成果指標

成果指標	現状値	R4	目標値
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	90.1% (H30)	85.8% (R2)	98.5%
子どもの居場所の数	381 か所 (R1)	522 か所	502 か所
母子家庭等就業・自立支援センターによる就職率	44.2% (H30)	30.5%	55%
養育費の決めをした人の割合	65.4% (H30)	65.8% (R3)	70%

[令和3年度評価]

- 子どもの居場所の数は、子どもの貧困への社会的関心の高まりなどにより 434 か所 (R2 : 377 か所) と前年度に比べ増加した。
- 「養育費の取り決めをした人の割合」については、現状値を 0.4 ポイント上回っているものの、横ばいで推移している。養育費の受給率向上のためには、離婚の際の取り決めを促していく必要があることから、引き続き養育費の確保に向け、県内市町に養育費取決めの啓発や養育費確保対策事業の実施を働きかけていく。

(2) 活動指標

活動指標	現状値	R4	目標値
スクールソーシャルワーカー配置人数	44 人 (R1)	49 人 (R3)	50 人
生活困窮世帯の子どもの学習支援実施市町数	29 市町 (H30)	30 市町 (R3)	全市町
子どもの居場所づくりセミナー参加者数	107 人 (R1)	265 人	150 人
母子家庭等就業・自立支援センターが開拓した求人の件数	604 件 (H30)	668 件	850 件
養育費等に関する相談の利用者数	121 人 (H30)	139 人	140 人

[令和3年度評価]

- 子どもの居場所づくりセミナー参加者数は 95 人 (R2 : 70 人) と前年度に比べ増加したが、現状値を下回っており、新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しつつ、開催方法を改善していくことが必要である。

4 主な実施事業

(単位：千円)

区分	内 容	R 4 当初	R 5 当初
ハートフルサポート充実事業費 (義務教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ、不登校等多様化する生徒指導上の諸課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置 <p>※予算額は本事業費のうち、スクールソーシャルワーカーの配置に係る予算</p>	63,670 (42,446)	87,565 (59,355)
きめ細かな生徒支援充実事業費 (高校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な背景・課題を有する生徒に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、介助員の配置等それぞれの生徒に応じたきめ細かな教育の実践や支援の充実を図る <p>※予算額は本事業費のうち、スクールソーシャルワーカーの配置に係る予算</p>	5,228 (3,486)	5,228 (3,486)
ふじのくに型学びの心育成支援事業費 (地域福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども健全育成支援員の配置 3人 ○生活困窮世帯の子どもに対する通所型の支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援教室の通年開催 週1回等 ○生活困窮世帯の子どもに対する合宿型の支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊研修施設等での学習指導や体験活動等 (夏休み2回、冬・春休み各1回) ○生活困窮世帯の高校生世代へのキャリア形成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・実学体験や企業での就労体験、大学見学 (夏休み2回) 	28,605 (13,920)	28,227 (13,894)
施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業費 (こども家庭課)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設等入所者の大学等の修学を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設 児童養護施設、里親 ほか ・進学先 学校教育法に定める大学、専修学校等 ・対象期間 満20歳から20歳時に在籍していた大学等を卒業する月まで ○高校卒業時就職一時金の支給 	66,500 (35,251)	67,500 (35,350)
社会的養護自立支援事業費 (こども家庭課)	<ul style="list-style-type: none"> ○措置終了後も引き続き支援を必要とする者に対する生活支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設 児童養護施設、里親 ほか ・支援内容 繼続支援計画の作成、生活相談・就労相談 ほか ・対象期間 満18歳（又は20歳）から満22歳の年度末まで ○子どもの居場所づくりの取組促進 <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣による相談支援 ・子どもの居場所の担い手開拓 ・子どもの居場所を支援する「サポーター」の募集・マッチング 	45,236 (22,618)	43,636 (21,818)

子どもの居場所応援事業費助成 (こども家庭課)	○(福) 静岡県社会福祉協議会が子どもの居場所づくりの活動団体へ助成するための基金造成に要する費用に対する助成 ・補助率：10/10 ・ふるさと納税による寄附金を活用	21,060 (7,060)	21,086 (7,086)
	○団体等が行う子どもの居場所づくりの特定の事業（県が指定したプロジェクト）実施に要する経費に対する助成 ・補助率：10/10 ・クラウドファンディング型のふるさと納税による寄附金を補助金として交付		

5 静岡県子どもの生活アンケート調査

県内の貧困の状況にある子どもや家庭の実態を把握し、子どもの貧困対策の施策及び計画策定のための基礎資料とするため、令和元年度に、静岡県子どもの生活アンケート調査を実施した。

○調査の内容

調査対象	小学5年生2,500人及び中学2年生2,500人並びにその保護者5,000人 計10,000人を無作為抽出	
調査期間	令和元年7月10日から8月31日まで	
調査項目	子ども	健康・生活のことについて 学校や勉強のことについて 普段感じていることについて
	保護者	世帯の状況について 子どもとの関わり、習慣について 子どもを取り巻く環境・悩みについて 各種支援・サービスについて
有効回答数(回収率)	子ども3,389件(67.8%) 保護者3,385件(67.7%)	

○調査結果

- ・貧困世帯の子どもは学習の理解度が低く、進学先に大学等を希望する割合が少ない。
- ・貧困世帯の子どもは規則的な生活習慣が身についておらず、自己肯定感が低い傾向がある。
- ・貧困世帯の保護者は様々な悩みを有する一方、相談相手を持たない傾向がある。
- ・貧困世帯の父親の正規職員の割合は4割に留まる。
- ・貧困世帯の1/4が過去1年間に生活費不足による借金経験がある。
- ・貧困世帯の子ども食堂等のニーズが高い。

(子どもの調査結果)

調査項目	回答内容	回答割合(%)	
		貧困世帯	非貧困世帯
健康・生活のこと	就寝時間	決まった時間に寝る	65.5 74.8
	朝食について	毎日食べる	74.9 87.6
学校や勉強のこと	勉強の理解度	ほとんど又はだいたいわかる	59.5 70.0
	進学希望(子ども)	高校卒業後に進学を希望する	42.3 60.0
自己肯定感	普段感じていること	自分は価値がある人間だと思う	51.6 63.7

(親の調査結果)

調査項目	回答内容	回答割合(%)	
		貧困世帯	非貧困世帯
世帯の状況について	過去1年の経済的困窮経験	生活費が不足し親族や金融機関から借金をした	27.4 8.5
	父親の就労形態	正社員・正規職員の割合	39.9 78.9
子どもを取り巻く環境・悩みごと	子どもに関する悩み	しつけや教育に自信が持てない	31.9 25.7
	相談相手の有無	相談相手がいる	76.9 86.9
各種支援サービス等	利用ニーズ	子ども食堂	53.1 42.0
		学習支援	79.2 74.6

※貧困世帯と非貧困世帯の区分方法

平成28年国民生活基礎調査(厚生労働省)における貧困区分を準用して、貧困世帯と非貧困世帯を区分。(4人世帯の場合:可処分所得250万円以下を貧困世帯として区分)

地域子供の未来応援交付金（内閣府）

(こども家庭課)

1 要 旨

内閣府では、地方公共団体による子どもの貧困対策の取組を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」により、地域の実情を把握するための実態調査、具体的な支援のための計画策定を支援するとともに、教育、福祉などの関係行政機関、企業、NPOなどから成る地域ネットワーク形成のための地方公共団体の取組を継続的に支援している。

2 【令和4年度】補助対象事業、補助基準額及び補助率（市町実施の場合）

区分	内容	補助基準額	補助率
実態調査・整備計画策定	①実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握 ②支援体制の整備計画策定	3,000千円 ※①②の合算	1/2
子供等支援事業・連携体制整備	①子供たちと「支援」を結びつける事業 ②連携体制の整備 ③地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業	8,000千円 ※①②の合算 ※③を単独で実施する場合は1,500千円 ※①又は②に併せて実施する場合は上記それぞれに1,500千円を加えた額	1/2
つながりの場づくり緊急支援事業	子どもの居場所づくりを、 ①自治体が自ら、 ②NPO等に委託して、 ③NPO等を補助して実施し、子どもを行政等の必要な支援につなげる事業	1事業あたり 1,500千円 ※R4.5.19要綱一部改正により補助基準額改正	3/4
新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業	「つながりの場づくり緊急支援事業」のうち、新規性が認められる事業（委託事業に限る。）	1事業あたり 1,500千円 ※R4.5.19要綱一部改正により補助基準額改正	10/10
食の提供重点支援事業	「つながりの場づくり緊急支援事業」のうち、食の提供を伴う取組に限る事業。新規性が認められる事業は高い補助率を適用（委託又は補助）	1事業あたり 3,500千円 ※R5.2.9要綱一部改正により追加	9/10 (注1)

注1) 「つながりの場づくり緊急支援事業」の活動実績があるNPO等を支援する場合 2/3

「新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業」の活動実績があるNPO等を支援する場合 3/4

「食の提供重点支援事業」の活動実績があるNPO等を支援する場合 3/4

3 【令和5年度～】補助対象事業、補助基準額及び補助率（市町実施の場合）
 (令和5年4月1日こども家庭庁に移管)

区分	内容	補助基準額	補助率
つながりの場づくり緊急支援事業	子どもの居場所づくりを通じて、子どもを行政等の必要な支援につなげる次のいずれかの手法により実施する事業 ①自治体が自ら実施 ②NPO等に委託 ③NPO等へ補助	1事業あたり 1,500千円	2/3
新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業	「つながりの場づくり緊急支援事業」のうち、新規性が認められる事業（委託事業に限る。）	1事業あたり 1,500千円	3/4
食の提供重点支援事業	「つながりの場づくり緊急支援事業」のうち、食の提供を伴う取組に限る事業。新規性が認められる事業は高い補助率を適用（委託又は補助）	1事業あたり 3,500千円	9/10 (注1)

注1) 「つながりの場づくり緊急支援事業」の活動実績があるNPO等を支援する場合 2/3

「新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業」の活動実績があるNPO等を支援する場合 3/4

「食の提供重点支援事業」の活動実績があるNPO等を支援する場合 3/4

注2) 「実態調査・整備計画策定」はこども家庭庁で新設される「自治体こども計画策定支援事業」に、「子ども等支援事業・連携体制整備」は厚生労働省で実施の「子どもの生活・学習支援事業」に整理統合。

4 県内市町の交付金活用状況

市町名	調査	計画策定	連携体制整備	つながりの場	新たな連携	食の提供	備考
静岡市	H28	H29	R2	—	—	—	
浜松市	H27	H28	—	—	—	—	
沼津市	H29、R4	H30	R4	—	—	—	
三島市	H30	—	R2	—	—	—	R1 計画策定(交付金は利用しない)
島田市	H29	H30	—	—	—	—	
富士市	H30	R1	—	—	—	—	
磐田市	H29	—	—	—	—	—	調査のみ実施
掛川市	H29	H29	R1-R4	R5	—	—	
藤枝市	—	—	—	R4-R5	—	R5	
牧之原市	—	—	—	—	—	R5	

子どもの居場所づくりの支援

(こども家庭課)

1 要旨

食事の提供や学習支援などを行う子どもの居場所づくりは、孤立の解消、人や社会と関わる力の育成など、子どもの貧困対策として効果的な取組とされている。

こうした子どもの居場所づくりの取組を促進するため、円滑な立上げや持続的な活動に向けた支援に取り組む。

2 県内の子どもの居場所の数の推移

(単位：箇所)

種 別	実施 主体	推移（累計）						目標 R7
		H29	H30	R 元	R2	R3	R4	
子ども食堂等	民間	29	63	83	94	124	201	
生活困窮世帯の子どもの学習支援	県・市	50	52	74	72	72	78	
ひとり親家庭等生活向上事業	県・市町	5	5	6	7	4	2	
放課後子供教室	市町	171	183	218	204	234	241	
計		255	303	381	377	434	522	502

※目標値は「静岡県の新ビジョン(後期アクションプラン)」による

3 事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	当初予算額	
		R 4	R 5
社会的養護自立支援事業費（子どもの居場所づくり応援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担い手の開拓 地域のN P O、地域づくり団体等に対し、新たな居場所の立上げを働きかけ ○ サポーターの募集・マッチング 食材、場所又はボランティア等の支援を提供できる個人や企業、団体等（サポーター）を募集し、居場所とのマッチングを実施 ○ セミナー開催 担い手等を対象としたセミナー開催 ほか 	10,600	9,000
子どもの居場所応援事業費助成		21,060	21,086
子どもの居場所応援基金事業費助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ (福) 静岡県社会福祉協議会が子どもの居場所づくりの活動団体へ助成するための基金造成に要する費用に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：10/10 ・ふるさと納税による寄附金を活用 	13,000	13,000
クラウドファンディング型子どもの居場所づくりプロジェクト事業費助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体等が行う子どもの居場所づくりの特定の事業（県が指定したプロジェクト）実施に要する経費に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：10/10 ・クラウドファンディング型のふるさと納税による寄附金を補助金として交付 	8,060	8,086
合 計		31,660	30,086

4 事業の状況

(1) 予算

(単位：千円)

区分	内 容	R4当初 予算額	2月補正 予算額	R4年間 見込額
社会的養護自立支援事業費(子どもの居場所づくり応援事業)	○担い手の開拓 ○サポーターの募集・マッチング ○アドバイザー派遣 ○セミナー開催 ほか	10,600	0	10,600
子どもの居場所応援事業費助成	○寄附金を活用して、子どもの居場所づくりに取り組む団体に助成	21,060	△1,029	20,031
計		31,660	△1,029	30,631

(2) 社会的養護自立支援事業費（子どもの居場所づくり応援事業）（令和4年度）

ア 担い手の開拓

区分	内 容
概 要	地域のNPO、地域づくり団体等に対し、新たな居場所の立上げを働きかけ
立ち上げの状況	4月 かけはし〈沼津市〉 5月 おたまちゃん食堂小山町支部〈小山町〉 8月 株式会社キリンコーポレーション〈浜松市〉 10月 まつや堂〈浜松市〉 11月 青空みんなの食堂〈浜松市〉 12月 NPO法人 結の家〈藤枝市〉 1月 ききょう子ども食堂〈静岡市〉 ほか

イ サポーターの募集・マッチング

区分	内 容
概 要	食材、場所又はボランティア等の支援を提供できる個人や企業、団体等(サポーター)を募集し、子どもの居場所とのマッチングを実施

ウ アドバイザー派遣

区分	内 容
概 要	実践者としてノウハウを持つアドバイザーを派遣し、担い手等への相談支援を実施
アドバイザー	子どもの居場所づくり実践者等
主な相談内容	・立ち上げ準備全般 ・立ち上げ後の経営維持 ・仲間集め ・場所の確保 ・スタッフの育成 ・コロナ禍での活動 ほか

エ セミナー開催

区分	内 容
概 要	担い手等を対象としたセミナーを開催
主な対象	居場所づくりの実践者、居場所づくりの担い手、ボランティア希望者
開催回数	年間3回（東部・中部・西部 各1回） いずれもオンライン参加可
参加人数	東部11/12 66人（会場18人、オンライン48人） 中部11/5 113人（会場34人、オンライン79人） 西部11/23 86人（会場26人、オンライン60人） 計 265人（会場78人、オンライン187人）
内 容	○東部 「学びと食を通じたコミュニティの居場所づくり」 (講師：smile熱海子ども食堂代表 石橋浩美氏) ○中部 講演「地域で取り組む子どもの貧困対策について」 (講師：認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長 湯浅 誠 氏) ○西部 講演「フリースクール開設から得られたかけがえのないもの」 (講師：NPO法人フリースクール空 理事長 西村 美佳孝氏) パネルディスカッション

(3) 子どもの居場所づくり応援事業費助成

ア 子どもの居場所応援基金事業費助成

(ア) 事業概要

- ①県が子どもの居場所づくりに対する寄附金を募集
- ②県が寄附金額に県費を上乗せした額を県社会福祉協議会に助成
- ③県社会福祉協議会は基金を造成し、子どもの居場所づくりの活動資金に助成
 - ・補助率：10/10
 - ・補助額：100千円以内/団体

(イ) 寄附の状況<R5.4.1～R5.7.31時点>

(単位：円)

区分	寄附額	備考
個 人	851,00	ふるさと納税 38件
法 人	178,000	しづおか焼津信用金庫ほか1法人
計	1,029,000	

(ウ) 助成の状況（令和4年度）

- ・ 6/15 < 県 > 県社会福祉協議会あて交付決定
- ・ 7/15～8/31 < 県社協 > 補助金交付申請受付 件数 60 件
- ・ 9/14 < 県社協 > 各団体あて交付決定
- ・ 11月～4月下旬 < 県社協 > 団体の実績報告受付、交付確定 件数 55 件
- ・ 4/26 < 県 > 県社会福祉協議会あて交付確定

イ クラウドファンディング型子どもの居場所づくりプロジェクト事業費助成

(7) 事業概要

- ①民間プロジェクトを県が募集・採択
- ②県がふるさと納税ポータルサイトで寄附金を募集
- ③寄附金をプロジェクト実施団体に対し補助金として交付
 - ・補助率：10/10

(1) 寄附の状況

■令和5年度のプロジェクト<募集期間：R5.8/1～10/31>

(単位：円)

団体名及びプロジェクト名	目標額
○NPO 法人サステナブルネット（浜松市） ひとり親家庭のための子ども食堂を始めて7年、今度はキッチンカーで子ども食堂の活動の輪を広げます！	3,000,000
○あいうえお+プロジェクト（磐田市） 食を知り、つくり、楽しむ「食のキッチン」を開催したい！	1,160,000
○ドキドキわくわく冒険隊（伊東市） 不登校の子どもたちがリラックスして通える居場所「考える学校」を作りたい！	1,510,000
○食でつながる心の輪の会（磐田市） ココロもカラダもゆっくりできる居場所を増やしたい！	3,300,000
計	8,970,000

■令和4年度のプロジェクト<募集期間：R4.8/1～10/29>

(単位：円)

寄附金を募集する団体名及びプロジェクト名	寄附額 (目標額)
○一般社団法人おたまちゃん食堂（三島市） 地域をつなぐ「移動する駄菓子屋さん」がキミのまちに行くよ！	2,004,000 (2,000,000)
○NPO 法人静岡市子ども食堂ネットワーク（静岡市駿河区） “みんなで支え・守り・伸ばす”地域でつくる子どもたちの新しい居場所の拠点	2,662,078 (2,500,000)
○静岡大学お茶サークル一煎（静岡市駿河区） “農業を通じて子どもを育む”～自己肯定感を育む子どもの居場所づくり～	1,941,000 (4,000,000)
計	6,607,078 (8,500,000)

5 民間企業等による支援

(1) クリスマスプレゼントの寄贈<静岡県労働金庫>

静岡県労働金庫から、県内の85か所の子ども食堂に対し、社会貢献活動の一環としてクリスマスプレゼントが寄贈された。県こども家庭課は県内の子ども食堂への案内及び希望数量等の取りまとめ等の調整を行った。

ア 寄贈先 シニア&子どもカフェ“遊”（富士市）等85か所の子ども食堂

イ 寄贈品 お菓子の詰め合わせ（ふじのくに福産品）、
ろうきんメッセージカレンダー

ウ 贈呈式

・日 時 令和4年12月21日（水）午前10時～

・場 所 静岡県労働者総合会館2階 労金研修センターB研修室

・出席者 シニア&子どもカフェ“遊” 代表 松本 哲司

静岡県労働金庫 理事長 増田 泰孝

県こども家庭課 課長 河本大輔

(2) 「お子様弁当」の無料提供<株式会社王将フードサービス>

全国で「餃子の王将」を展開する株式会社王将フードサービスから、長期休暇中の子ども支援として、「お子様弁当」が提供された。県こども家庭課は県内の子ども食堂への案内及び希望数量等の取りまとめ等の調整を行った。

(※期間中、希望する日に受取り（複数日也可）)

ア 夏休み「お子様弁当」の無料提供

- (ア) 提供先 子ども食堂8か所
(イ) 提供商品 餃子2個、鶏の唐揚2個、シャウエッセン2本、ライス
延べ1,100食
(ウ) 提供期間 令和4年8月1日（月）～10日（水）
令和4年8月22日（月）～31日（水）

イ 冬休み「お子様弁当」の無料提供

- (ア) 提供先 子ども食堂24か所
(イ) 提供商品 餃子2個、鶏の唐揚2個、シャウエッセン2本、
ライス、カルピスウォーター1缶(160g)
延べ2,318食
(ウ) 提供期間 令和4年12月26日（月）～28日（水）
令和5年1月5日（木）～16日（月）

生活困窮子育て世帯食の支援事業

(こども家庭課)

1 要旨

食材費の物価高騰に直面する生活困窮等の子育て世帯を支援するため、子ども食堂等の子どもの居場所を通じて、静岡県産米を提供する。
(令和4年9月議会補正予算事業・事業費：10,000千円)

2 県産米提供に関する概要

(1) 子どもの居場所への配達期間 令和4年12月17日(土)～28日(水)

(2) 送付数量等

項目	数量等
県産米	8,340袋/3kg
送付箇所数	85か所

(3) 子育て世帯への配布期間

令和4年12月中旬～令和5年2月上旬

(4) 受託事業者

静岡県経済農業協同組合連合会

(5) 子どもの居場所空白市町に対する対応

市町名	配布場所	市町名	配布場所
伊豆市	再開予定の子ども食堂	河津町	地域子育て支援センター
東伊豆町	町保健福祉センター	西伊豆町	
松崎町	児童館	川根本町	

※松崎町、西伊豆町、川根本町については就学援助利用世帯向けにも配付
あい

3 配布箇所等の広報啓発

- (1) 記者提供
- (2) ホームページ掲載
- (3) SNSを活用した周知（ひとり親あんしんLINE、県公式SNS等）
- (4) 市町のホームページ、市町から保護者へのメール配信
- (5) 各子どもの居場所からの周知

4 受け取った方々の主な感想

- ・今回の県産米配布をきっかけに、子ども食堂を利用していきたい。
- ・主食のお米は購入してもすぐ消費するので、何よりも助かる。
- ・食べ盛りの男の子が3人いるので、お米はとてもありがたい
- ・物価が高くなっているので、お米をいただけるのはありがたい。
- ・3kgのお米のサイズ感が持ち帰りにちょうど良かった。

子ども食堂物価高騰対策支援事業

(こども家庭課)

1 概要

生活困窮の子育て世帯の支援や地域における孤立対策のため、食材費の物価高騰の影響を受ける子ども食堂に支援金を支給する。

(令和5年6月議会補正予算事業・事業費：3,500千円)

2 事業内容

(1) 対象者

県内で子ども食堂（食事の提供をしている子どもの居場所）を運営し、令和5年4月1日から9月30日までの期間内に、2か月に1回以上開催実績のある個人又は団体（県内子ども食堂数147（休止中23を含む）〔令和4年9月現在〕）

(2) 支援金の額

開催回数(R5.4.1～9.30)	支援金額	想定申請者数
月4回以上	5万円	20か所
月2回以上4回未満	3万円	39か所
月2回未満	1万5千円	88か所
計		147か所

3 スケジュール

内 容	日 程
申請受付期間	令和5年7月中旬～10月下旬
支援金交付期間	令和5年8月中旬～12月末

4 令和4年度実績（令和4年12月議会補正予算事業）

(1) 支援金の額、期間

開催回数(R4.4.1～12.31)	交付額
合計36回以上（目安：週1回開催）	10万円
合計4回以上36回未満（目安：2か月に1回以上開催）	5万円

(2) スケジュール

内 容	日 程
申請受付期間	令和4年1月27日（金）～2月28日（火）
支援金交付	令和4年3月3日（金）～3月29日（水）

(3) 執行状況

交付決定件数：84件（〔内訳〕10万円：11件、5万円：73件）

(4) 予算・実績（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当）

区 分	R4.12月補正予算	R4決算額
事業費（円）	8,000,000	4,750,000

いじめの防止等のための対策

(教育政策課)

1 いじめ防止対策推進法の概要（平成25年9月施行）

- 児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするもの。
- 同法に基づき、いじめの防止等に関する措置、いじめによる重大事態への対応を行う。

【いじめ防止等に関する措置】

- ・地方いじめ防止基本方針の策定（第12条）
- ・いじめ問題対策連絡協議会の設置（第14条第1項、第2項）
- ・教育委員会の附属機関（いじめ問題対策本部）の設置（第14条第3項）
- ・学校における組織の設置、必要な措置の実施（第15条、第16条、第22条、第23条）
(未然防止、早期発見・早期対応、関係機関等との連携) など

【いじめによる重大事態※への対応】

- ・教育委員会又は学校に組織を設けて調査の実施（第28条第1項）
- ・調査結果について知事による調査の実施（第30条第2項） など

※いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第28条第1号事案）、いじめにより児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第28条第2号事案）

2 静岡県子どもいじめ防止条例の概要（平成28年12月27日公布、施行）

上記1のいじめ防止対策推進法に基づき、社会総がかりでいじめ防止の取組を推進するために、いじめの防止に向けた基本的な考え方をはじめ、県、学校の設置者、学校及び教職員、保護者、県民等それぞれの責務等を明示

- ・県、学校の設置者、学校及び学校の教職員の責務（第5条、第6条、第7条）
- ・社会総がかりの取組の推進（第10条）
- ・県いじめ防止基本方針の策定（第11条）
- ・相談体制の整備・充実（第12条）
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策（第14条）
- ・重大事態等への対応（第15条）
- ・議会への報告（第17条） など

3 いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関

「いじめ防止対策推進法」第14条に基づく「いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例」により設置する機関

(1) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会

根拠規定	いじめ防止対策推進法第14条第1項
所掌事務	いじめの防止等に関する事項について調査審議し、これらの事項に関して、関係機関間の情報交換、連携の推進、方針や具体策等について協議する。
定 員	委員20人以内
委員構成	学校（6）、県・市町教育委員会（3）、児童相談所、地方法務局、警察、弁護士、医師、心理・福祉の専門家（2）、保護者（3） 計19人
任 期	2年
開催回数	年1回（定期）
条例施行日	平成26年3月28日 (いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例)

(2) 静岡県いじめ問題対策本部

根拠規定	いじめ防止対策推進法第14条第3項
所掌事務	○いじめ防止のための方策及び具体的な事案について調査、研究を実施 ○県立学校でいじめの重大事態が発生した際、必要に応じて第三者委員会を開催
定 員	委員10人以内
委員構成	弁護士、精神科医、学識経験者（2）、心理・福祉の専門家（2） 計6人
任 期	2年
開催回数	審議案件がある場合に限り開催
条例施行日	平成26年3月28日 (いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例)

4 いじめに関する実態

「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省、令和4年10月27日）等、文部科学省調査による。

(1) 認知件数（国公私立・小・中・高・特別支援学校合計）

ア 認知件数の推移							(単位：件)
年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
全国	323, 143	414, 378	543, 933	612, 496	517, 163	615, 351	
静岡県	7, 861	10, 518	16, 847	14, 345	11, 909	20, 122	

※静岡県には、政令市（静岡市・浜松市）を含む。

イ 静岡県と全国の比較			(単位：件)
R3	静岡県	全国	
認知件数	20, 122	615, 351	
1, 000人当たりの認知件数	52. 8	47. 7	

※静岡県には、政令市（静岡市・浜松市）を含む。

(2) 重大事態の発生件数（国公私立・小・中・高・特別支援学校合計）

(単位：件)

R3	静岡県	全国
発生件数	16	705
1, 000人当たりの発生件数	0. 04	0. 05

※令和2年度調査から、これまで非公開としていた重大事態件数について現状を把握し、今後の対策につなげていくことを理由として文部科学省が公開。なお、都道府県別国公私立、校種等の内訳は公開していない。

※「重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

※静岡県には、政令市（静岡市・浜松市）を含む。

5 令和4年度の主な取組

(1) 人権教育の推進

- ・「人権教育の手引き」（子ども、教職員向け学習教材等）の作成と配付
- ・校長や教職員に向けた「人権教育の推進」に関する各種研修会の開催と講義
- ・人権教育研究指定校の設置と研究成果の還元
- ・各学校における人権教育全体計画及び年間指導計画の作成推進

(2) いじめの防止等に向けた取組

- ・いじめの未然防止、早期発見・対処に向けた各種協議会・研修会の開催
- ・「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」及び「静岡県いじめ重大事態対応マニュアル」の周知
- ・子どもがいじめ等の悩みを気軽に相談できる「SNS相談事業」の実施とその他相談機関の紹介
- ・インターネット上のいじめ問題等への対策を協議する「静岡県ネット安全・安心協議会」の開催と「親子で話そう!!わが家のスマホルール」ワークシートの作成、配付
- ・携帯事業者と連携した子ども、保護者、教職員向けの「ネット安全・安心講座」や正しく安全なネット利用について指導助言できるアドバイザーを養成する「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座の実施
- ・子どものインターネット上の不適切書き込みの監視と、教職員向け研修を行う「スクールネットパトロール事業」の実施
- ・「人間関係づくりプログラム」（児童生徒のソーシャルスキルトレーニング等の学習教材）を活用した特別活動、ホームルーム活動の推進
- ・いじめ等の未然防止につながる「魅力ある学校づくり」の調査研究の実施と研究成果の還元（令和4年度モデル地区：富士市）
- ・県教育委員会ホームページに「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」のサイトを開設し、関連するいじめ、誹謗中傷を防ぐための校種別学習教材を作成、掲載し、各学校における取組を推進
- ・各学校における定期的ないじめアンケート実施の徹底

(3) 外部の専門家を活用した取組

- ・いじめ等の諸問題に対応するため、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒及び保護者に対する相談体制の整備を図る「スクールカウンセラー等活用事業」の実施
- ・いじめ等、諸問題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、児童生徒とその保護者を支援する「スクールソーシャルワーカー活用事業」の実施
- ・いじめ等に係る学校からの法律相談、いじめ予防に関連する学校への出前事業を法律の専門家（弁護士）に依頼する「スクールロイヤー活用事業」の実施

※上記取組について、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、私学振興課、障害福祉課、総合教育課、こども家庭課等と連携し、総合的、効果的に推進する。

6 課題

(1) いじめの未然防止

- ・教職員の人権尊重に欠けた言動
- ・安全、安心な居場所づくりに向けた取組の不足

(2) いじめの早期発見、早期対応

- ・法に基づくいじめ定義の理解不足
- ・早期発見に向けた計画的・組織的な対応の遅れ

(3) いじめ重大事態への対応

- ・いじめ重大事態対応マニュアル(令和3年3月策定) の理解不足

(4) 関係機関等との連携

- ・関係機関との連携（警察、弁護士、児童相談所等）
- ・県教育委員会と知事部局との連携

7 令和5年度の主な計画

(1) いじめの未然防止

- ・「静岡県人権教育の手引き」における「いじめ防止等の対策」の紙面充実
- ・人権教育、魅力ある学校づくり研究校による成果還元
- ・「人間関係づくりプログラム」を活用した研修の実施（令和5年度から改訂に向けた協議を開始）
- ・多様性を認め合う学級づくりの推進に関する新規研修の立ち上げ

(2) いじめの早期発見、早期対応

- ・いじめの早期発見と適切な対処に関する新規研修の立ち上げ
- ・青少年を取り巻く有害情報環境対策事業の拡充（ネット安全・安心協議会、わが家のスマホルール、小中学校ネット安全・安心講座、アドバイザー養成講座）
- ・スクールネットパトロール事業の実施（不適切書込みの監視、教職員向け研修）
- ・外部の専門家の各学校への配置の拡充（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー）
- ・各種相談機関の積極的な周知

(3) いじめ重大事態への対応

- ・各種研修会等で、「いじめの重大事態対応マニュアル」の周知

(4) 関係機関等との連携

- ・いじめ防止等の総合的な対策に向けた「静岡県いじめ問題対策検討部会」の新設（県教育委員会及び知事部局の関係課のメンバーで構成）

※上記取組について、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、私学振興課、障害福祉課、総合教育課、こども家庭課等と連携し、総合的、効果的に推進する。